

# 鹿児島県歯科口腔保健計画



平成25年3月  
鹿児島県



## ごあいさつ

近年、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣病の予防や社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康上の問題で日常生活を制限されることなく生活できる期間である健康寿命を延伸し、生活の質を向上させることが求められております。

こうした中で、歯や口腔の健康は、歯の喪失を防止し、生涯にわたって食べる喜びや話す楽しみ等を享受しながら、全身の健康を保持・増進する上で、基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健の向上のため、県民の主体的な取組に加え、多職種が連携して社会全体としてもその取組を推進することが必要です。

県では、これまで、県民の健康づくりを推進するための総合的な計画である「健康かごしま21」において、「歯の健康」について、80歳まで自分の歯を20本以上保つことを目標とする「8020運動」の推進に努めることとし、県民の生涯を通じた歯の健康づくりに取り組んできましたが、本県の状況に応じた歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、平成25年度からの10年間を期間とした「鹿児島県歯科口腔保健計画」を新たに策定しました。

今後、この計画に基づき、市町村、歯科医師会、医師会等とより一層の連携を図りながら、県民の口腔の健康の保持・増進のため、歯科口腔保健の効果的な取組の推進に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました鹿児島県8020運動推進協議会の委員の皆様をはじめ、市町村や健康関連団体等の方々に心から感謝を申し上げます。

平成25年3月

鹿児島県知事 伊藤祐一郎



# 目次

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
第2章	本県の歯科口腔保健の現状	2
1	乳幼児期の状況	2
2	学齢期の状況	6
3	成人期の状況	9
4	高齢期の状況	12
5	障害者・障害児の状況	14
6	要介護者の状況	17
7	歯科口腔保健推進体制の状況	18
第3章	全体目標	19
	口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小	
第4章	施策及び個別目標	21
1	歯科疾患の予防・口腔機能の維持向上	21
(1)	妊娠期・乳幼児期	21
(2)	学齢期	25
(3)	成人期	28
(4)	高齢期	31
2	定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する 歯科口腔保健の推進	34
(1)	障害者・障害児	34
(2)	要介護者	37
3	離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進	39
4	医科歯科連携・多職種連携の推進	41
5	歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	43
第5章	進捗管理と評価	45
(資料)		
	・本県の歯科口腔保健の体系	46
	・本県の現状及び数値目標	47
	・鹿児島県8020運動推進協議会設置要領	48

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

歯・口腔の健康は、口から食べる喜び、話す楽しみを保つ上で重要であり、全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることから、県においては、80歳まで自分の歯を20本以上保つことを目標とする「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進し、「歯・口腔の健康づくり」に取り組んできている。

国においては、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定され、国民が、生涯にわたって歯科疾患の予防に向けた取組を行い、歯科疾患の早期発見、早期治療を促進することや、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態等に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進することなどを基本理念とし、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本事項等を定めることにより、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進することとしたところである。

また、平成24年7月に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下、「国の基本的事項」という。）が公表され、高齢化が進む中で将来を見据え、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的に、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項が示されたところである。

このようなことから、県では、全体目標として、「口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小」を掲げ、「歯科疾患の予防・口腔機能の維持・向上」、「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進」、「離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進」、「医科歯科連携・多職種連携の推進」及び「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に関する施策等を定めた「鹿児島県歯科口腔保健計画」を策定したところである。

### 2 計画の性格

この計画は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」第13条第1項の規定により、同法第12条第1項に規定する基本的事項を勘案して、本県における施策の総合的な実施のための計画を定めるものである。

### 3 計画の期間

計画の期間は、平成25年度を初年度とし、平成34年度を最終年度とする10年間とする。

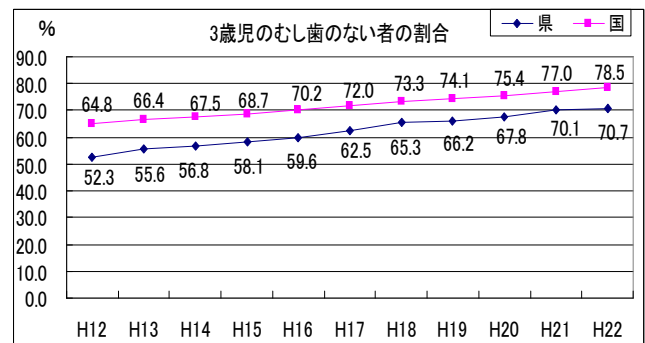
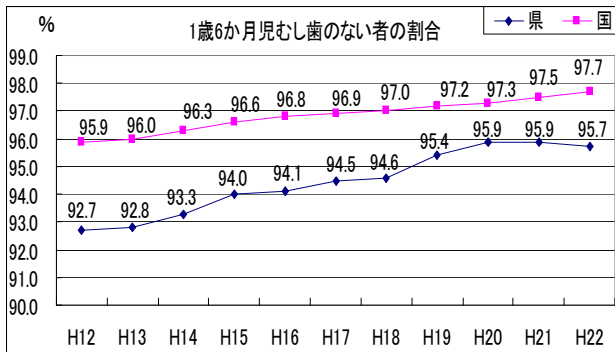
なお、歯科口腔保健の推進に係る施策の成果については、計画の策定後5年を目途に中間評価を行い、10年後を目途に最終評価を行う。

## 第2章 本県の歯科口腔保健の現状

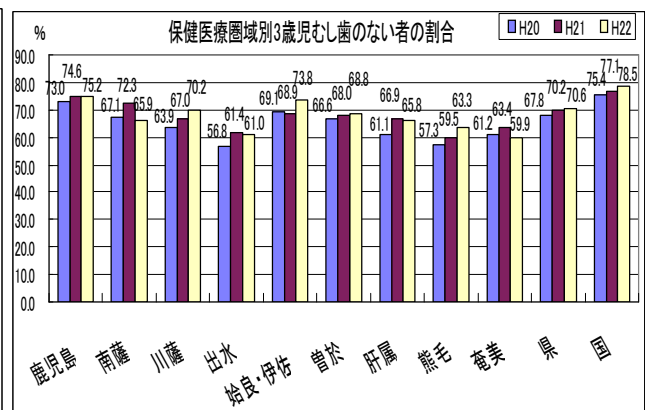
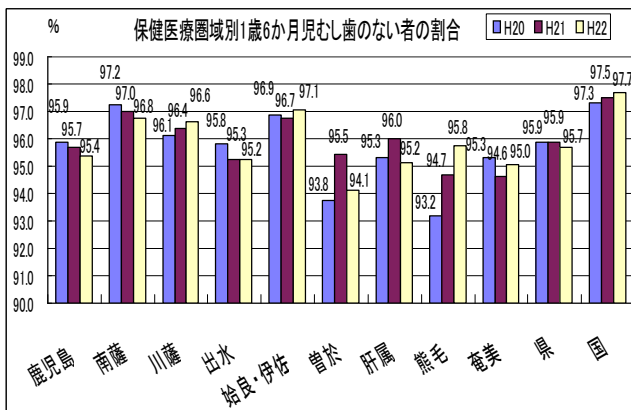
### 1 乳幼児期の状況

#### ア 歯科疾患の状況

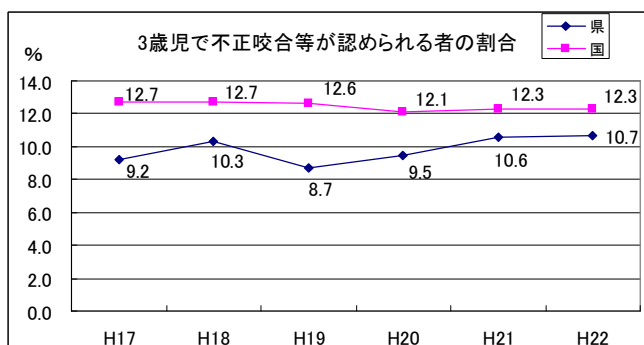
- 本県の平成22年度の1歳6か月児のむし歯のない者の割合は増加してきているが、全国より低くなっている。
- 3歳児のむし歯のない者の割合も増加してきているが、全国に比べると依然として低い状況である。(全国：78.5%，本県：70.7%)
- 保健医療圏域において、むし歯のない者の割合をみると、1歳6か月児で高い圏域は始良・伊佐(97.1%)，低い圏域は曾於(94.1%)で3.0ポイントの差となっている。(全国：97.7%) また、3歳児で高い圏域は鹿児島(75.2%)，低い圏域は奄美(59.9%)で15.3ポイントの差となっており、地域での格差がみられる。
- 3歳児での不正咬合等が認められる者の割合については、10%程度を推移しており、全国(12.3%)に比べて低い状況である。



(鹿児島県の母子保健)

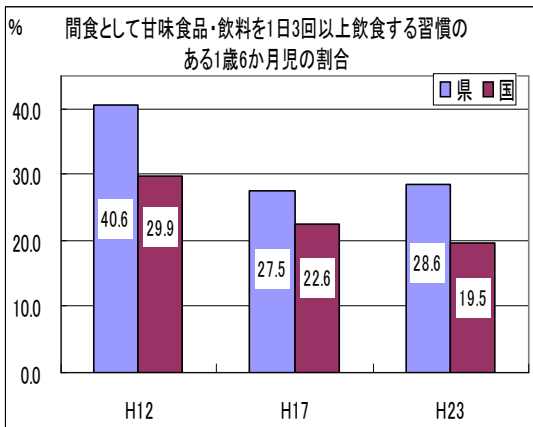


(鹿児島県の母子保健)

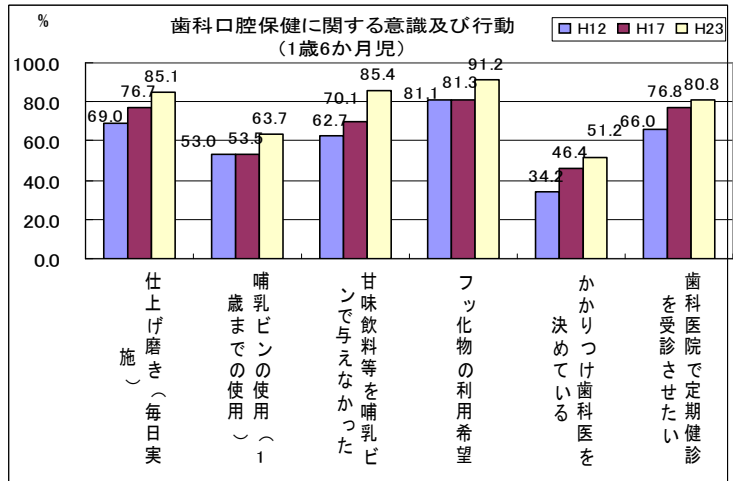


イ 歯科口腔保健に関する意識及び行動等の状況

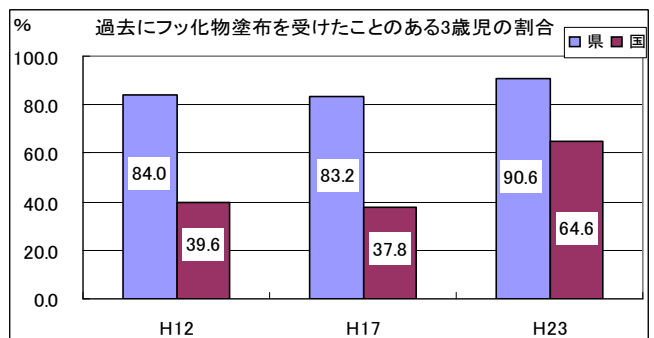
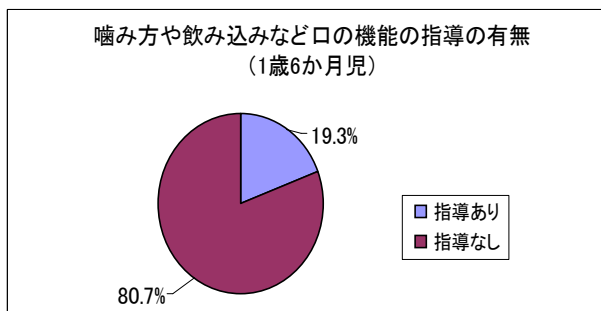
- 平成23年度の県民の健康状況実態調査によると、間食として甘味食品、飲料を1日3回以上飲食する習慣のある1歳6か月児の割合は28.6%となっており、全国（19.5%）に比べて高い状況である。
- 1歳6か月児の歯科口腔保健に関する行動をみると、仕上げみがきの実施状況（毎日実施）や哺乳ビンの使用状況（1歳までの使用）、甘味飲料を哺乳ビンで与えないなどの割合は、増加傾向にある。
- 1歳6か月児において、「噛み方や飲み方」など口の機能について、指導を受けたことがある者の割合は19.3%となっている。
- フッ化物歯面塗布を受けたことがある3歳児の割合は90.6%となっており、全国（64.6%）に比べて高い状況である。
- 3歳児において、繊維質の多い物や噛みごたえのある物をよく与えている者の割合は26.8%となっており、平成17年度（30.3%）に比べて減少している。



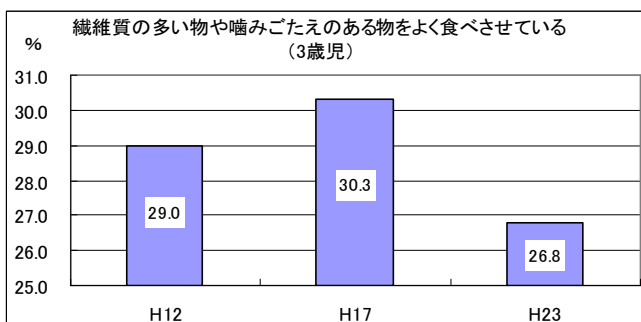
(県：平成23年度県民の健康状況実態調査)  
(国：健康日本21最終評価)



(県：平成23年度県民の健康状況実態調査)



(県：平成23年度県民の健康状況実態調査)  
(国：健康日本21最終評価)



(平成23年度県民の健康状況実態調査)



ウ 歯科口腔保健の取組状況

- 市町村では乳幼児健診等において各種歯科保健事業を実施しているが、事業の実施や口腔機能の発達等に関する歯科保健指導の実施について差がみられる。
- 保育園・幼稚園でフッ化物洗口を実施している施設は、平成24年3月末で190施設(34.2%、鹿児島市を除く)となっており、増加傾向にある。

(年度)

対象	実施主体	主な事業・取組	実施状況 (H23)
妊産婦	市町村	妊婦歯科保健指導(母子手帳交付時, 妊婦教室等)	実施市町村数: 18
	(43市町村)	妊婦歯科健康診査	実施市町村数: 8
	8020運動推進員 連絡協議会	母親学級等の活動において普及啓発の実施	実施回数: 8 実施人数: 55
	県	健やかな妊娠・出産支援事業	
乳幼児期	市町村 (43市町村)	乳児健診・相談等における歯科保健指導	実施市町村数: 35
		1歳児相談	実施市町村数: 23
		1歳6か月児歯科健康診査	実施市町村数: 43
		2歳児歯科健康診査	実施市町村数: 30
		2歳6か月児歯科健康診査	実施市町村数: 30
		3歳児歯科健康診査	実施市町村数: 43
		4歳, 5歳児歯科健康診査	実施市町村数: 19
		幼稚園, 保育園への歯科保健指導	実施市町村数: 19
	8020運動推進員 連絡協議会	乳幼児健診・子育て教室等の活動において普及啓発の実施	実施回数: 299 実施人数: 7,835
	保育園・幼稚園 (556施設*)	フッ化物洗口実施園	実施施設数: 190*
	県	乳幼児期の口腔機能発達支援推進事業	実施市町村数: 2 (H24)
乳幼児医療費助成事業			
鹿児島県認可外保育施設すこやか健診事業			
障害児	県	こども総合療育センターにおける歯科保健指導等	実施回数: 8 (H24)

\*鹿児島市を除く保育園, 幼稚園

(健康増進課調べ)

フッ化物洗口実施施設数状況 (再掲)

	保育園	幼稚園	計
平成20年3月末	120	25	145
平成22年3月末	155	29	184
平成24年3月末	157	33	190

\*鹿児島市を除く

## 乳幼児期のむし歯有病者率の改善のために(歯科保健指標背景調査結果から)

県では、乳幼児期のむし歯有病者率を改善するため、平成15年度から平成16年度にかけて、①市町村担当者の意識調査②歯科保健事業に関する市町村担当者からの聞き取り調査③保護者の意識調査④市町村の歯科保健事業の実施状況等調査を実施し、その分析を行った。

## 【主な分析結果】

## 〈知識面〉

- ・保護者が、子どものむし歯予防が全身の健康にとって重要であると思っている者ほど、子どものむし歯有病者率が低い。
- ・むし歯菌が唾液等により母親から子どもに感染することを知っている者ほど、むし歯有病者率が低い。

## 〈行動面〉

- ・おやつ回数、種類、摂り方に気を付けている者はむし歯有病者率が低い。
- ・仕上げみがきをしている者はむし歯有病者率が低い。

## 〈周囲の環境〉

- ・祖父母の理解も協力も十分である者はむし歯有病者率が低い。

## 〈市町村の歯科保健事業の状況〉

- ・歯科保健事業を多く実施している市町村は、少ない市町村と比較して、むし歯有病者率が低く、一人平均むし歯数も少ない。
- ・歯科保健事業を多く実施している市町村は、少ない市町村と比較して、むし歯予防に関する意識・知識が高い保護者の割合が高い。

## 【調査結果を反映した事業の実施】

調査結果を踏まえ、歯科保健指標が悪い市町村の乳幼児期における歯科保健の向上を図るため、地域の関係団体等が連携をし、保護者や児の歯の健康づくりを地域全体で支援する「歯科保健指標低位市町村対応策試行事業」を実施した。

## ○ 歯科保健指標低位市町村対応策試行事業

実施時期及び方法：平成17年～19年度において6モデル市町で実施

実施主体：県（かごしま口腔保健協会へ委託）

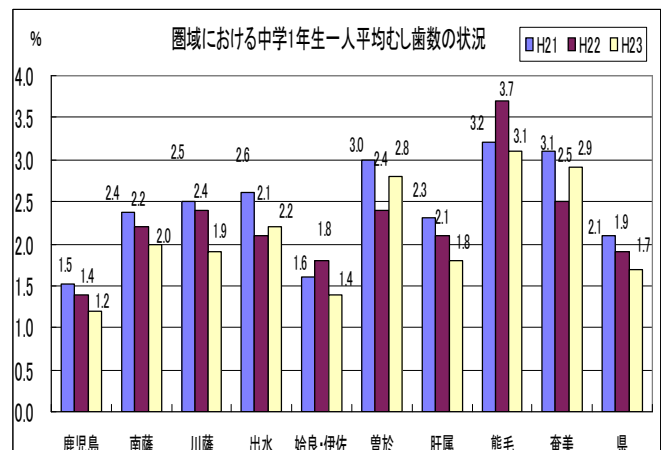
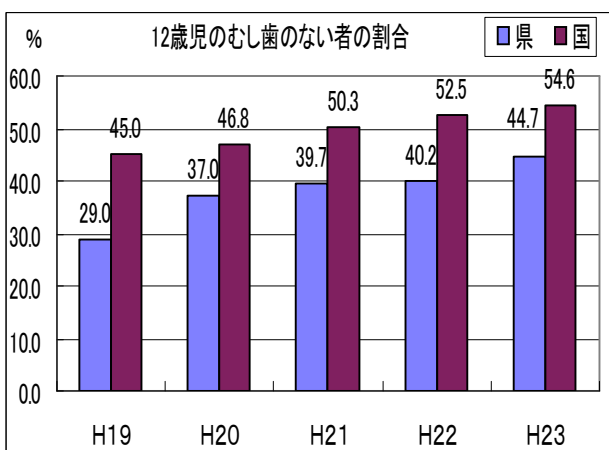
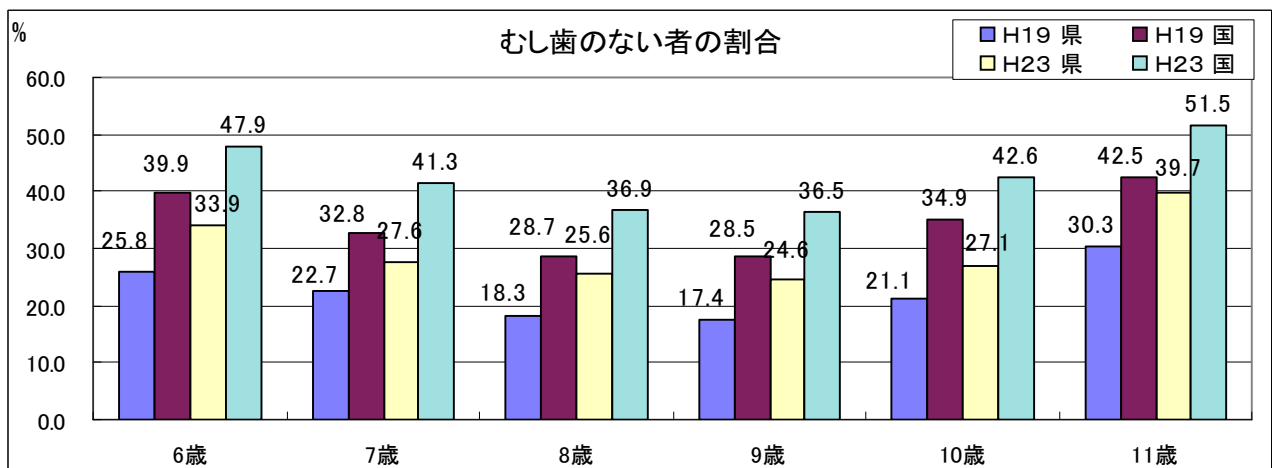
- 内 容：①関係者による幼児期のむし歯有病者率改善のための検討会実施  
②保護者及び祖父母等へ8020運動推進員による啓発活動  
③乳幼児健診等の歯科保健指導体制の充実

事業の効果：・関係者が幼児期のむし歯に関する課題を共有するとともに、それぞれの活動の中でむし歯予防について取り組む契機となった。  
・事業の実施により、ほとんどの市町において、むし歯有病者率等の指標改善が図られた。

## 2 学齢期の状況

### ア 歯科疾患の状況

- 本県の平成23年度の6歳から11歳のむし歯のない者の割合は、平成19年度と比べると高くなっているが、全国に比べて低い状況である。
- 12歳児でむし歯のない者の割合をみると、県は44.7%となっており、全国（54.6%）に比べて10ポイントの差があり、むし歯が多い状況である。
- 保健医療圏域において、中学1年生の一人平均むし歯数の状況をみると、曾於、熊毛、奄美圏域が高く、地域での格差がみられる。
- 平成24年度の中学生、高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合は、中学1年生が19.4%、高校1年生が27.9%となっている。
- 平成23年度の12歳児の歯列・咬合の異常の状況は、6.1%となっており、全国（4.8%）に比べて高い状況である。



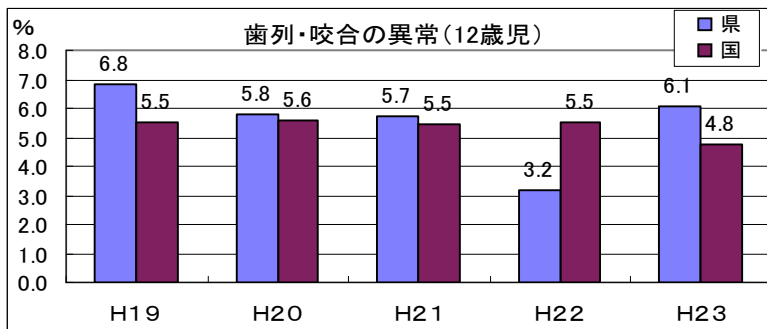
（学校保健統計調査）

（県教育委員会調べ）

公立中学校・高校における歯肉に炎症所見を有する者の割合（平成24年度）

校種	炎症所見の割合
中学校（中1）	19.4%
高等学校（高1）	27.9%
計	23.1%

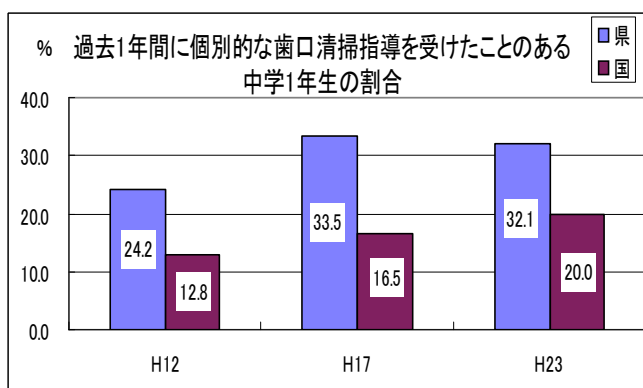
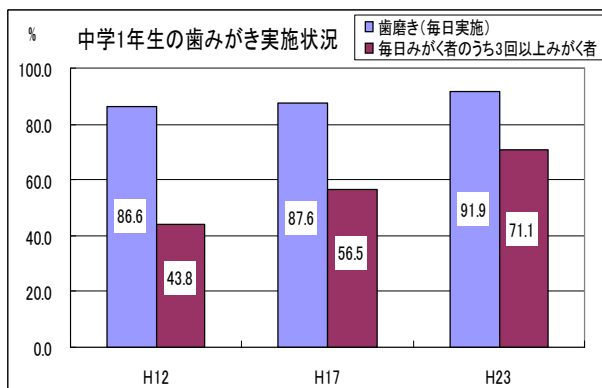
（県教育委員会調べ）



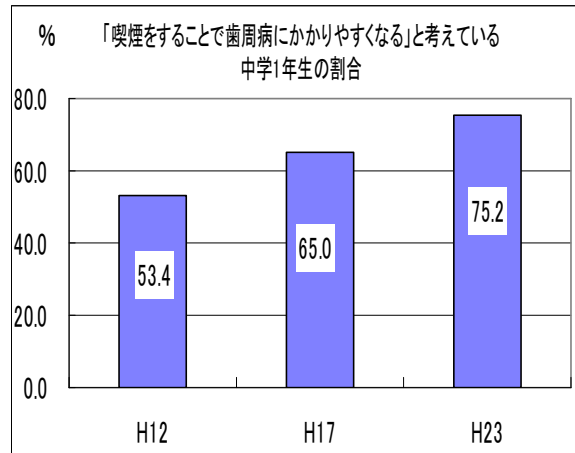
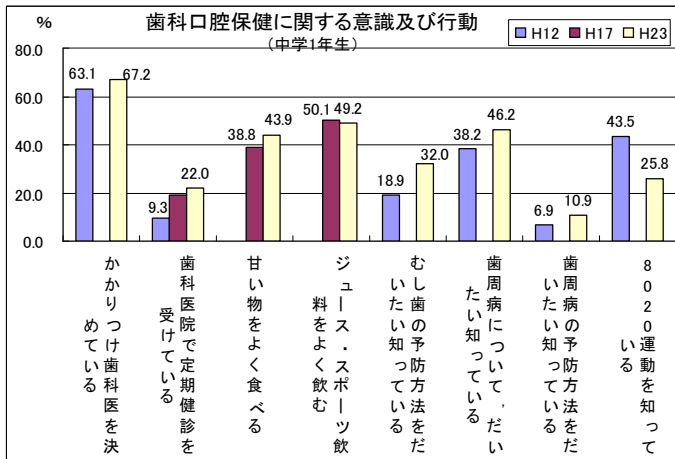
(学校保健統計調査)

イ 歯科口腔保健に関する意識及び行動等の状況

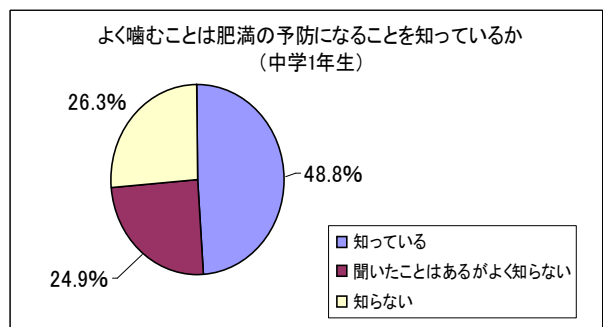
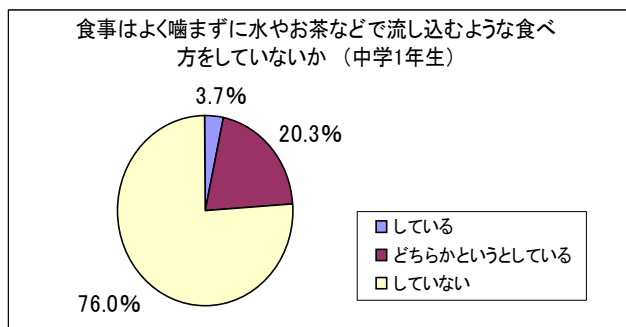
- 中学1年生の歯みがき実施状況は、「毎日みがく」者の割合が91.9%で、うち「3回以上みがく」者の割合は71.1%となっており、平成17年度（56.5%）に比べて増加している。
- 平成23年度の過去1年間に個別的な歯口清掃指導を受けたことのある中学1年生の割合は32.1%となっており、全国（20.0%）に比べて高い状況である。
- 甘味食品・飲料をよく飲食する者の割合は、甘味食品43.9%、甘味飲料49.2%となっている。
- むし歯や歯周病についての認識や知識について、歯周病についてだいたい知っている者の割合は46.2%となっているが、予防方法をだいたい知っている者の割合は、むし歯32.0%、歯周病10.9%と低い状況である。
- 「喫煙をすることで歯周病にかかりやすくなる」と考えている中学1年生の割合は、平成23年度は75.2%となっており、平成17年度（65.0%）に比べて増加している。
- 中学1年生において、「食事はよく噛まずに水やお茶などで流し込むような食べ方をしている」又は「どちらかというとしている」者の割合は、24.0%である。
- 中学1年生において、「よく噛むことは肥満の予防になることを知っている」者の割合は48.8%である。



(県：平成23年度県民の健康状況実態調査)



\*データのない年度は、調査未実施



(県：平成23年度県民の健康状況実態調査)  
(国：健康日本21最終評価)

### ウ 歯科口腔保健の取組状況

(年度)

対象	実施主体	主な事業・取組	実施状況
学齢期	学校	学校歯科健康診断 (小中高学校) 公立小学校：555校 公立中学校：237校 公立高校：71校 特別支援学校：16校 フッ化物洗口実施校 (小学校) *	H24実施校：879校     H24 実施校：5校*
	8020運動推進員連絡協議会	・親子料理教室の活動において普及啓発の実施 ・学校(家庭教育学級・保健委員会等)での活動において普及啓発の実施	H23実施回数：88 実施人数：2,505 H23実施回数：67 実施人数：2,300
	県教育委員会	学校保健・安全・歯科保健講習会	H24実施会場：5
障害児	県	生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業 こども総合療育センターにおける歯科保健指導等	H24実施校：1 H24実施回数：8

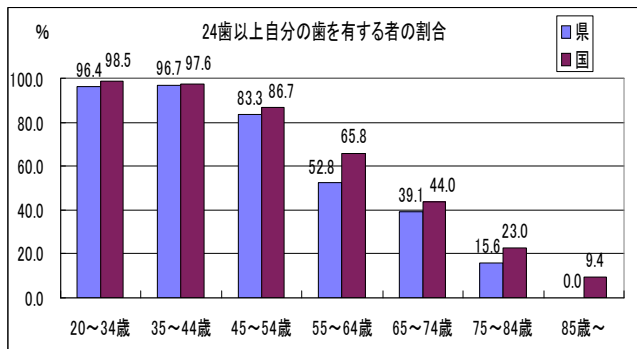
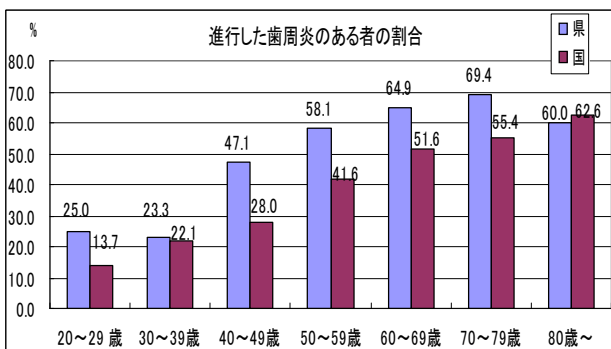
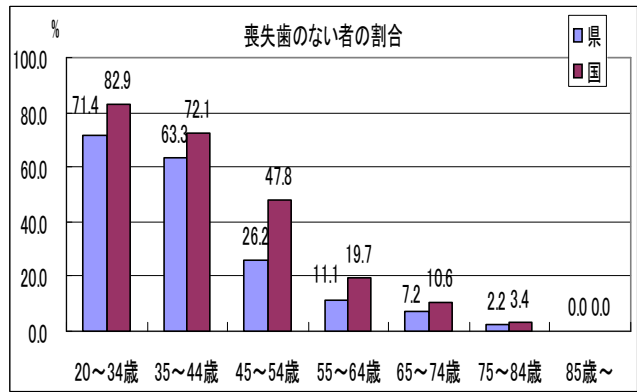
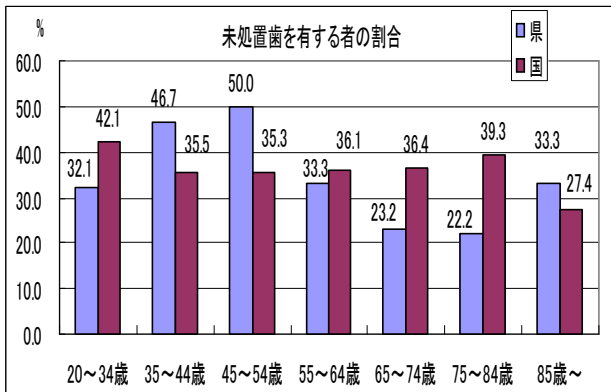
\*鹿児島市を除く小学校

(健康増進課調べ)

### 3 成人期の状況

#### ア 歯科疾患の状況

- 平成23年度の県民の健康状況実態調査によると、未処置歯を有する者の割合は、40歳（35～44歳）で46.7%となっており、全国（35.5%）に比べて高い状況である。また、60歳（55～64歳）で33.3%となっており、全国（36.1%）とほぼ同様の状況である。
- 40歳（35～44歳）の喪失歯のない者の割合は63.3%となっており、全国（72.1%）に比べて低い状況である。
- 進行した歯周炎を有する者の割合は、20歳代で25.0%、40歳代で47.1%、60歳代で64.9%となっており、いずれも全国に比べて高い状況である。  
（全国：20歳代（13.7%）、40歳代（28.0%）、60歳代（51.6%））
- 60歳（55～64歳）で24歯以上の自分の歯を有する者の割合は52.8%となっており、全国（65.8%）に比べて低い状況である。



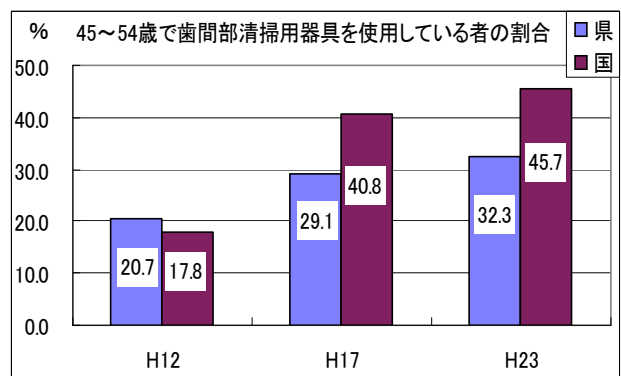
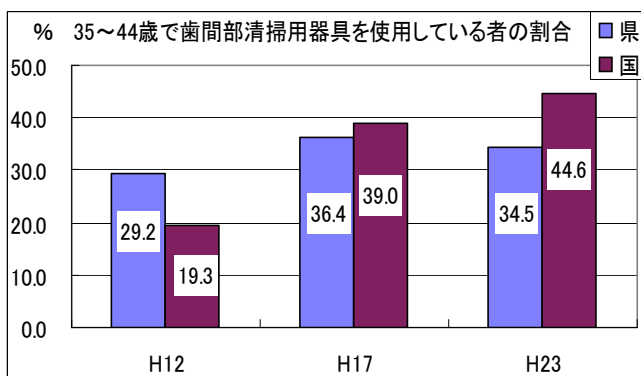
\* 進行した歯周炎（4 mm以上の歯周ポケットあり）

（県：平成23年度県民の健康状況実態調査）  
（国：平成23年歯科疾患実態調査）

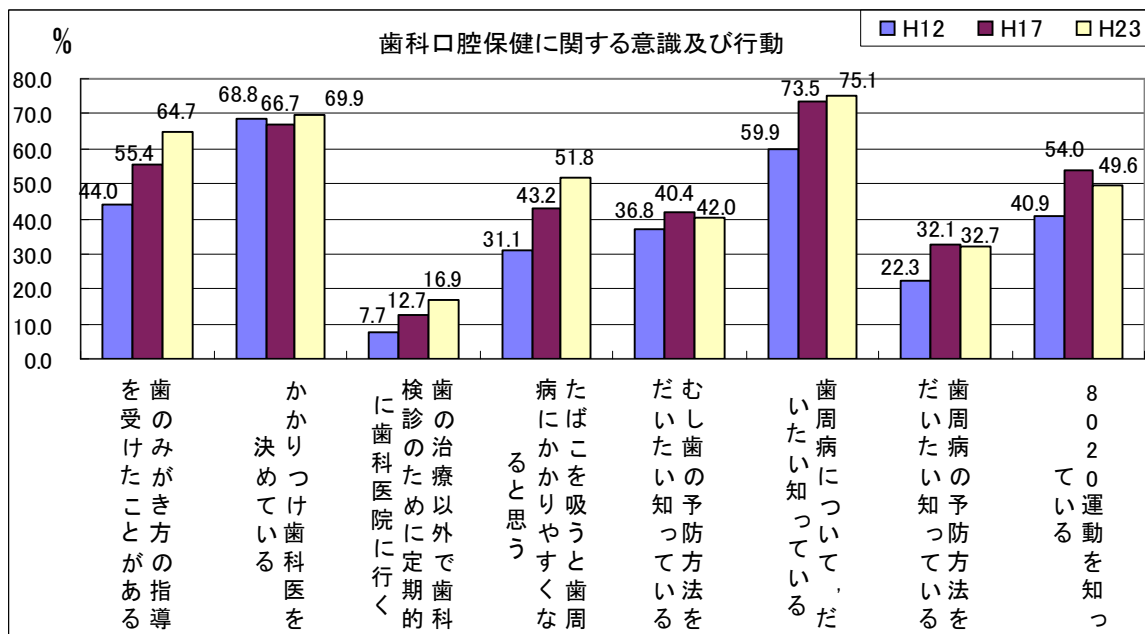
#### イ 歯科口腔保健に関する意識及び行動等の状況

- 歯間部清掃用器具を使用している40歳（35～44歳）・50歳（45～54歳）の割合は、約3割である。
- 歯科検診や治療を受ける歯科医院（かかりつけ歯科医）を決めている者の割合は、40歳代で63.0%、50歳代で76.0%、60歳代で70.1%となっているが、歯の治療以外で歯科検診のために定期的に歯科医院に行く者の割合は、40歳代で16.4%、50歳代で21.0%、60歳代で17.2%と低い状況である。

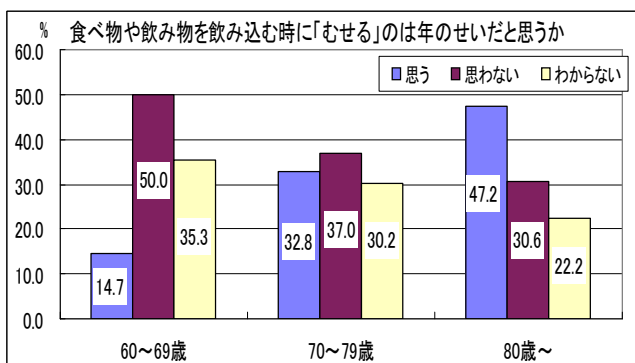
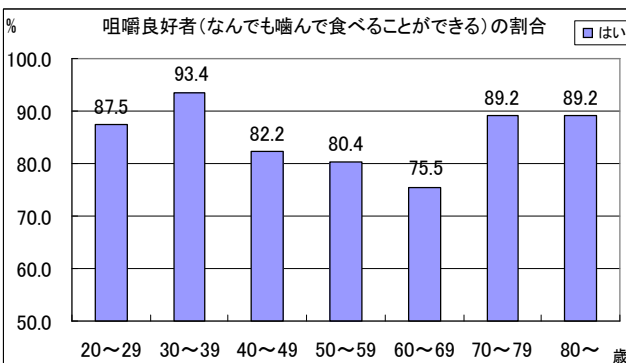
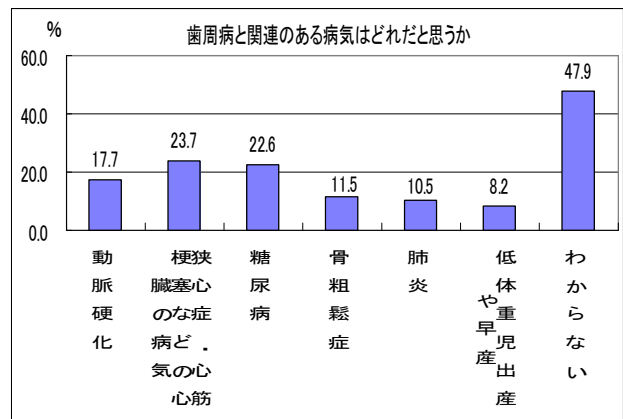
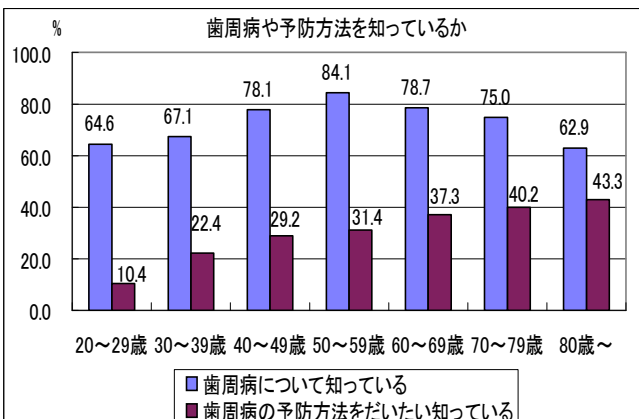
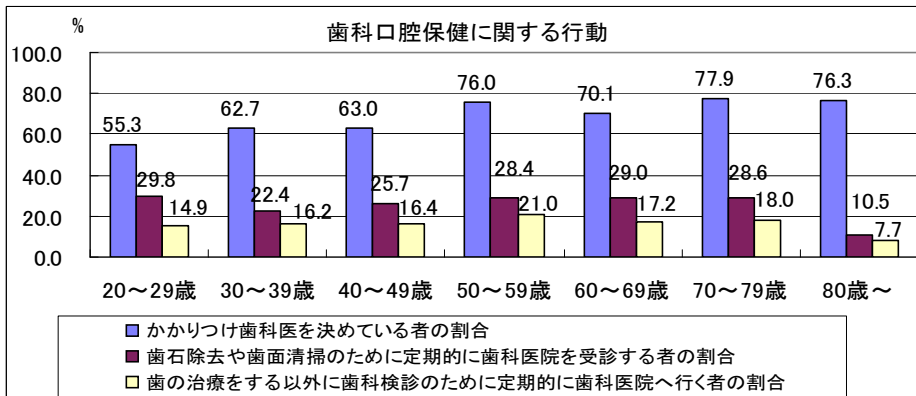
- 「歯周病について知っている者」の割合は、40歳代で78.1%，50歳代で84.1%，60歳代で78.7%となっているが、「予防方法について、だいたい知っている者」の割合は、40歳代で29.2%，50歳代で31.4%，60歳代で37.3%と低い状況である。
- 喫煙で歯周病にかかりやすくなると思う成人の割合は、51.8%と約半数である。
- 歯周病と全身疾患との関連については、「心疾患」23.7%，「糖尿病」22.6%，「肺炎」10.5%，「低体重児出産や早産」8.2%と低い認知度となっている。
- 「8020運動」について「知っている者」の割合は、49.6%と約半数となっている。
- 咀嚼<sup>そしやく</sup>良好者の割合は、60歳代が75.5%となっている。  
(全国：60歳代における咀嚼良好者の割合73.4%（平成21年国民健康栄養調査）)
- 食べ物や飲み物を飲み込む時に「むせる」のは年のせいだと思わない者の割合は、60歳代で50.0%となっている。



(県：平成23年度県民の健康状況実態調査)  
(国：平成23年歯科疾患実態調査)



(県：平成23年度県民の健康状況実態調査)



(県：平成23年度県民の健康状況実態調査)

### ウ 歯科口腔保健の取組状況

- 市町村における歯周疾患検診の実施状況は、平成23年度で36市町村となっている。また、歯周病に関する健康相談は23市町村、健康教育は19市町村となっている。

(年度)

対象	実施主体	主な事業・取組	実施状況(H23)
成人	市町村 (43市町村)	歯周疾患検診	実施市町村数：36 受診率：6.1%
		健康相談 (歯周病)	実施市町村数：23
		健康教育 (歯周病)	実施市町村数：19
	8020運動推進員連絡協議会	一般成人を対象とした活動において普及啓発の実施	実施回数：181 実施人数：3,220

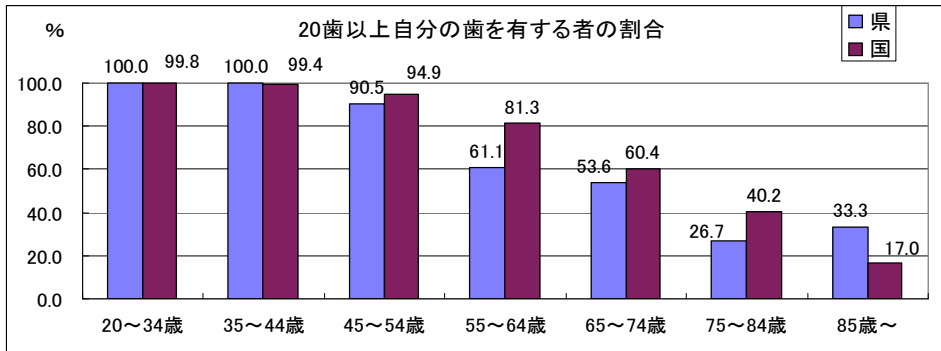
(健康増進課調べ)



#### 4 高齢期の状況

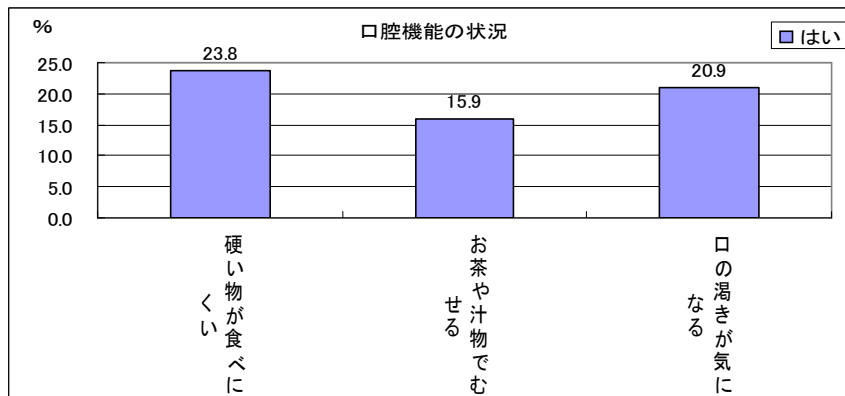
##### ア 歯科疾患の状況

- 平成23年度の県民の健康状況実態調査によると、80歳（75～84歳）で20歯以上自分の歯を有する者の割合は26.7%となっており、全国（40.2%）に比べて低い状況である。



(県：平成23年度県民の健康状況実態調査)  
(国：平成23年歯科疾患実態調査)

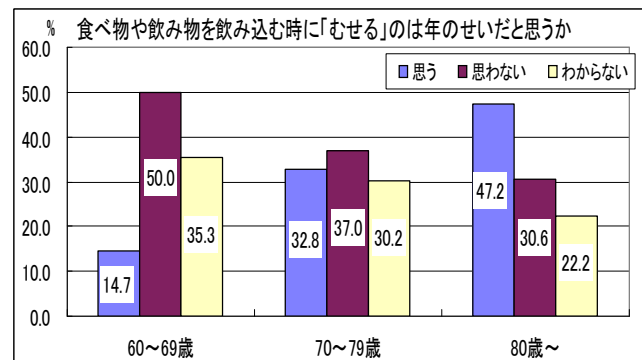
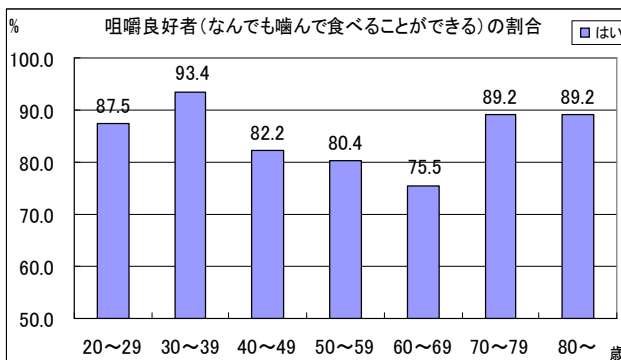
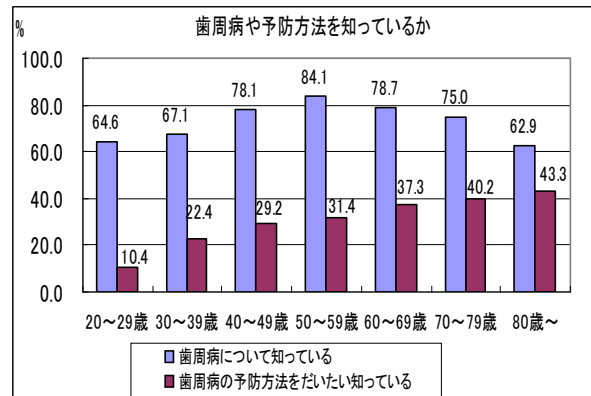
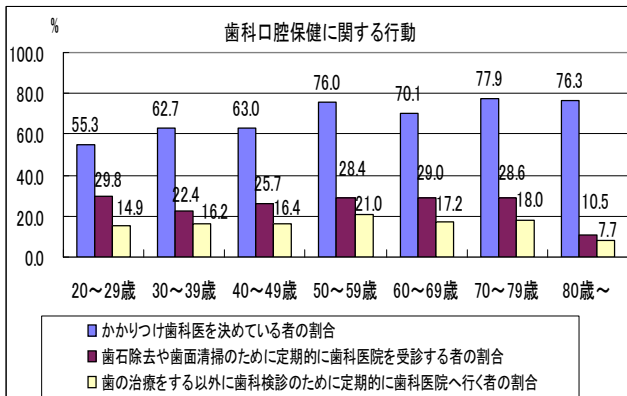
- 鹿児島県後期高齢者医療広域連合が実施する「お口元気歯ッピー検診事業」（前年度に75歳到達者を対象）では、義歯の不適合や噛むための筋肉の低下等による「硬いものが食べにくい」者の割合が23.8%，飲み込むための筋肉や舌の機能の低下による「お茶や汁ものでむせる」者の割合が15.9%，唾液の分泌低下による「口の渇きが気になる」者の割合が20.9%となっている。



(鹿児島県後期高齢者医療広域連合：平成23年度お口元気歯ッピー検診事業検診結果)

##### イ 歯科口腔保健に関する意識及び行動等の状況

- 歯科検診や治療を受ける歯科医院（かかりつけ歯科医）を決めている者の割合は70歳代で77.9%となっているが、歯の治療以外で歯科検診のために定期的に歯科医院に行く者の割合は、70歳代で18.0%と低い状況である。
- 70歳代において、「歯周病について知っている者」の割合は75.0%であるが、「予防方法について、だいたい知っている者」の割合は、40.2%と低い状況である。
- 咀嚼<sup>そしやく</sup>良好者の割合は、70歳代、80歳代以上が各89.2%となっている。
- 食べ物や飲み物を飲み込む時に「むせる」のは年のせいだと思わない者の割合は、70歳代で37.0%，80歳以上で30.6%となっている。



(県：平成23年度県民の健康状況実態調査)

### ウ 歯科口腔保健の取組状況

- 県では、平成23年度に高齢者口腔機能普及啓発事業を実施し、高齢者や高齢者を取り巻く関係者が、口腔の健康に関心を持ち、噛む・飲み込む・話すなどの口腔の機能を維持するための取組を日頃から実践できるよう、「お口の健康マニュアル」を作成した。
- 平成23年度の市町村における介護予防事業（一次，二次予防事業）の実施状況は15市町村，8020表彰事業の実施状況は16市町村となっている。

(年度)

対象	実施主体	主な事業・取組	実施状況(H23)
高齢期 (65歳以上)	市町村 (43市町村)	歯周疾患検診（再掲）	実施市町村数：36
		健康相談（歯周病）（再掲）	実施市町村数：23
		健康教育（歯周病）（再掲）	実施市町村数：19
		介護予防事業（一次予防事業）	実施市町村数：15
		介護予防事業（二次予防事業）	実施市町村数：10
	8020表彰	実施市町村数：16	
	後期高齢者医療広域連合	お口元気歯ッピー検診事業	受診者人数：1,512 受診率：7.9%
	8020運動推進員連絡協議会	高齢者を対象とした活動において普及啓発の実施	実施回数：548 実施人数：12,067

(健康増進課調べ)

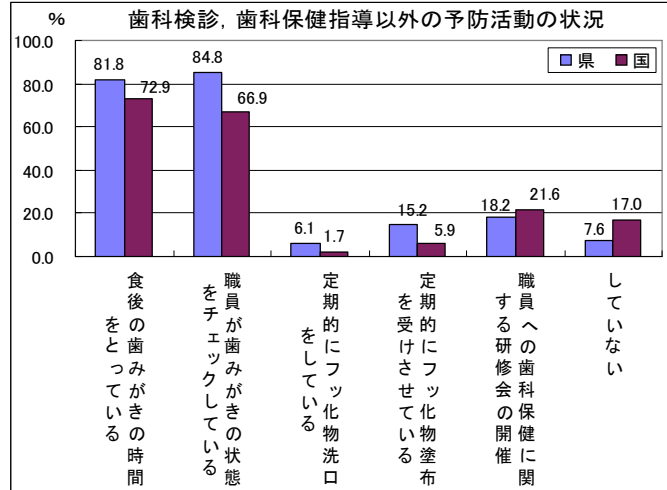
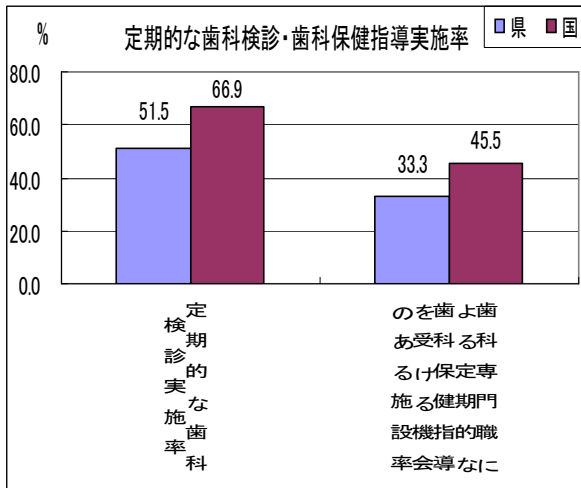
## 5 障害者・障害児の状況

### ア 障害者（児）の状況

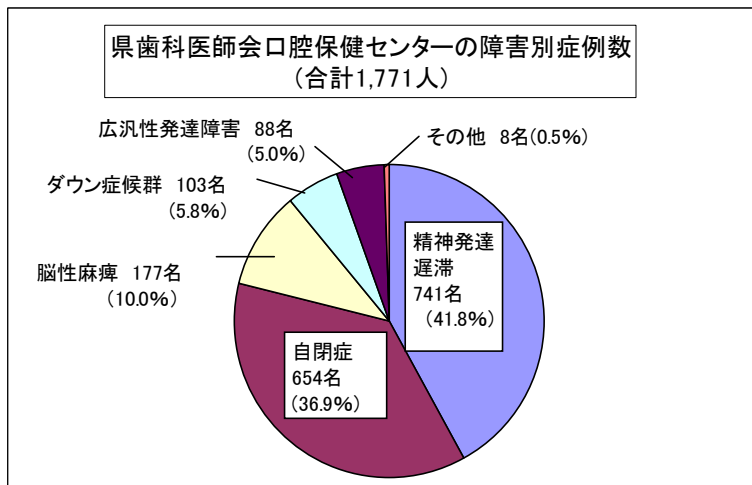
- 障害児においては、哺乳不全、筋機能障害、咀嚼機能の発達の遅れ等の口腔機能の問題を抱えている場合が多くみられ、その後のライフステージに与える影響が大きい。
- 障害の程度により、口腔ケアが困難であったり、口の自浄作用の働きが悪かったり、服用している薬剤等によって、歯や口腔の疾患が発症、重症化しやすい傾向にある。
- 障害者（児）に対する歯科治療においては、患者の障害の程度により、深刻な心理的・身体的負担を伴う場合がある。特に、発達障害者（児）に対する歯科治療は、専門的な知識・技術や時間を要するため、一般の歯科医では対応が困難な場合がある。
- 障害児に係る育成医療においては、音声・言語・咀嚼機能関係の受給割合が高く、その中でも、口唇口蓋裂等の口腔関係による受給が多くなっている。

### イ 歯科口腔保健の取組状況

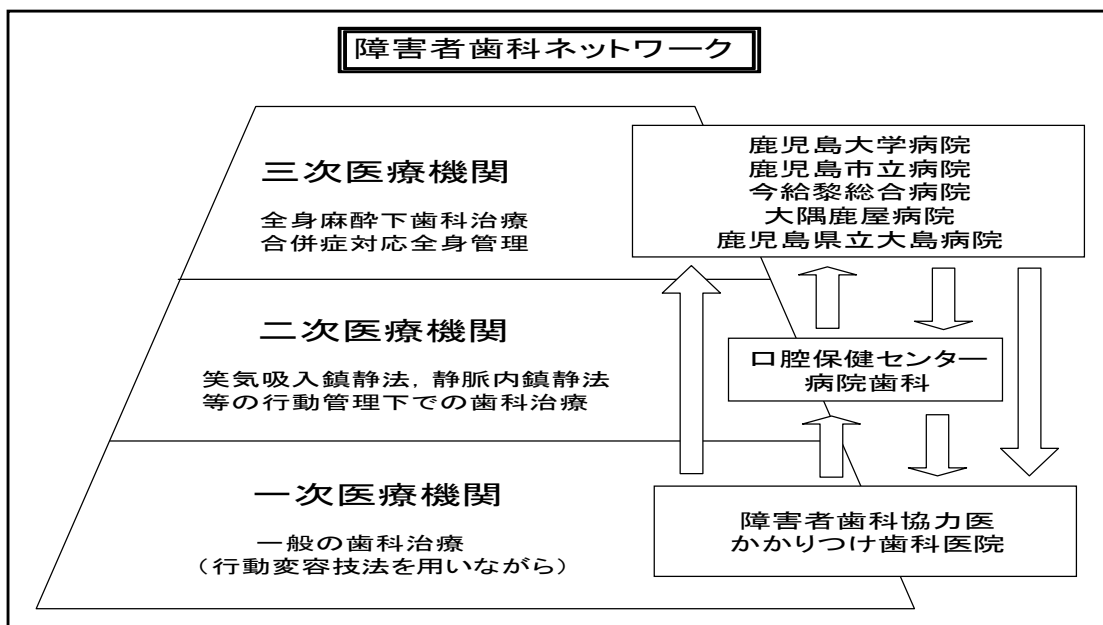
- 本県の平成24年度の障害者支援施設及び障害児入所施設等における定期的な歯科検診実施率は51.5%となっている。（全国66.9%（平成23年））
- 平成24年度の歯科専門職による定期的な歯科保健指導を受ける機会のある施設の割合は33.3%となっている。（全国45.5%（平成23年））
- 歯科検診、歯科保健指導以外の予防活動の状況について、食後の歯みがき時間の設定や入所者の歯みがき状況の確認等の割合は全国に比べて高いが、職員への歯科保健に関する研修会の開催状況の割合は全国と比べて低い状況である。
- 鹿児島県歯科医師会では、障害者（児）にとって、安全かつ負担の少ない障害者歯科医療体制の仕組みを整備するため、一次医療機関であるかかりつけ歯科医院で行う歯科治療、二次医療機関である口腔保健センターで行う笑気吸入鎮静法等による歯科治療、三次医療機関である鹿児島大学病院等で行う全身麻酔下による歯科治療などの役割分担や連携体制の構築を図っている。
- 県歯科医師会口腔保健センターにおける患者（障害者（児））の障害別の状況は、精神発達遅滞が約42%と最も多く、次いで、自閉症、脳性麻痺、ダウン症候群、広汎性発達障害の順となっている。



(県：健康増進課調べ（平成24年度歯科口腔保健計画に係る状況調査結）)  
 (国：平成23年度歯科口腔保健の推進に関する総合的な研究)



(県歯科医師会：平成23年度地域保健部活動報告)



(県・県歯科医師会：障害をお持ちの方へ)

(年度)

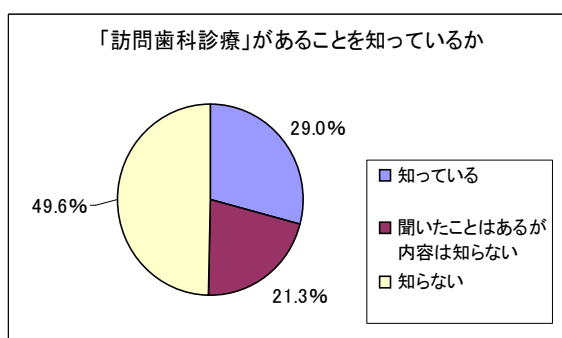
対象	実施主体	主な事業・取組	実施状況
障害者 (児)	県	こども総合療育センターにおける歯科保健指導等(再掲)	H24実施回数：8
		障害者等歯科診療所運営事業	
		障害者等歯科診療普及事業	
		訪問口腔保健指導	H23実施延人数：30
		重度心身障害者医療費助成事業	
		在宅歯科診療設備整備事業 (ポータブルユニット整備)	配備台数：9 (H24年度末累計)

(健康増進課調べ)

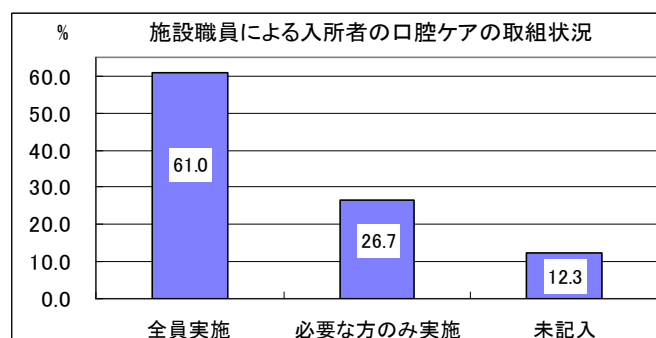
## 6 要介護者の状況

### ア 歯科口腔保健の取組状況

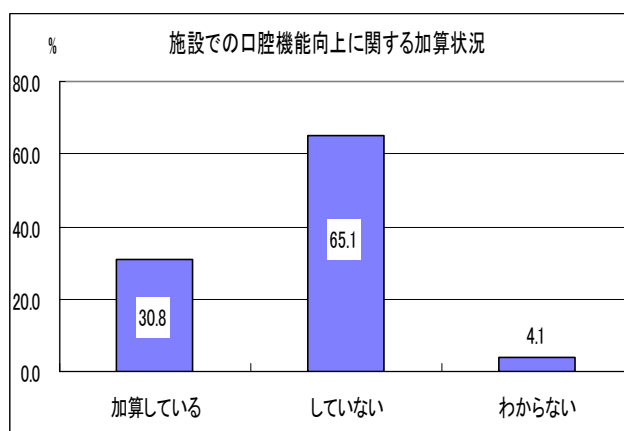
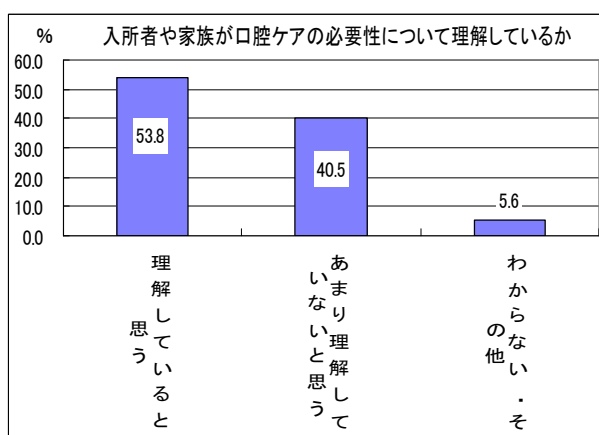
- 平成23年度の県民の健康状況実態調査によると、「訪問歯科診療」について、知っている者の割合は、29.0%である。また、九州厚生局の施設基準等届出受理医療機関によると、在宅療養支援歯科診療所の状況は、平成24年6月時点で71歯科診療所（8.7%）となっている。
- 平成23年度の要介護高齢者の口腔ケアに関する調査では、施設職員による入所者の口腔ケアの取組について、全員実施している施設の割合は61.0%、必要な方のみ実施している施設の割合は26.7%である。
- 入所者や家族が口腔ケアの必要性の理解度について「理解していると思う」とした施設の割合は53.8%である。
- 施設における介護保険の口腔機能に関する加算状況（口腔機能維持管理加算）について、「加算している施設」の割合は30.8%である。
- 本県の平成24年度の介護老人福祉施設及び介護老人保健施設における定期的な歯科検診実施率は20.4%である。（全国19.2%（平成23年））



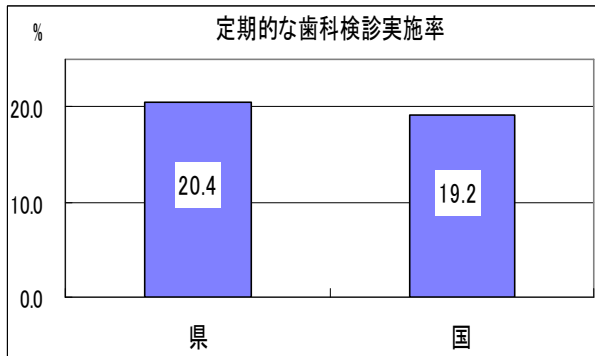
（平成23年度県民の健康状況実態調査）



（県：健康増進課調べ  
（平成23年度要介護高齢者の口腔ケアに関する調査結果））



（県：健康増進課調べ  
（平成23年度要介護高齢者の口腔ケアに関する調査結果））



(県：健康増進課調べ  
 (平成24年度歯科口腔保健計画に係る状況調査結))  
 (国：平成23年度歯科口腔保健の推進に関する総合的な研究)

(年度)

対象	実施主体	主な事業・取組	実施状況
要介護 高齢者	市町村	訪問歯科診療	H23実施市町村数：1
		訪問歯科指導	H23実施市町村数：2
	県	要介護高齢者等の口腔ケア対策推進事業	H24実施施設数：1
		在宅歯科診療設備整備事業（再掲） （ポータブルユニット整備）	配備台数：9 (H24年度末累計)

(健康増進課調べ)

## 7 歯科口腔保健推進体制の状況

〈県〉

実施主体	主な事業・取組	実施状況
県	鹿児島県8020運動推進協議会*1	年2回開催
	地域8020運動推進会議*1	各地域振興局等において実施（年1回）
	地域歯科保健向上実践事業*1 （検討会，研修会の実施）	各地域振興局等において実施 （年1～2回）
	8020運動推進員活動支援事業*1（研修会の実施）	各地域振興局等において実施 （年1～2回）
	母子保健関係者研修会	年1回実施
	地域母子保健推進研修会（歯科）	地域の実情に応じて年1回実施

〈その他〉

市町村	歯科衛生士配置状況*2	H22：13市町村
障害者支援施設	歯科専門職の配置状況*3（常勤・非常勤・嘱託）	H24：21.2%
介護保険施設	口腔ケアを主業務とする専門職の配置状況*3	H23：15.4%
歯科診療所	在宅療養支援歯科診療所の状況*4	H24：71歯科診療所

\*1：健康増進課調べ

\*2：地域保健健康増進事業報告

\*3：健康増進課調べ：H24歯科口腔保健計画に係る状況調査結果

\*4：九州厚生局：施設基準等届出受理医療機関

### 第3章 全体目標

「口腔の健康の保持・増進に関する健康格差<sup>\*1</sup>の縮小」

国の基本的事項によると、「口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小」は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国全体として実現されるべき最終的な目標であるとされ、また、「歯科疾患の予防」、「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」、「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健」及び「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に関する目標を達成すること等により実現を目指すこととするとされている。

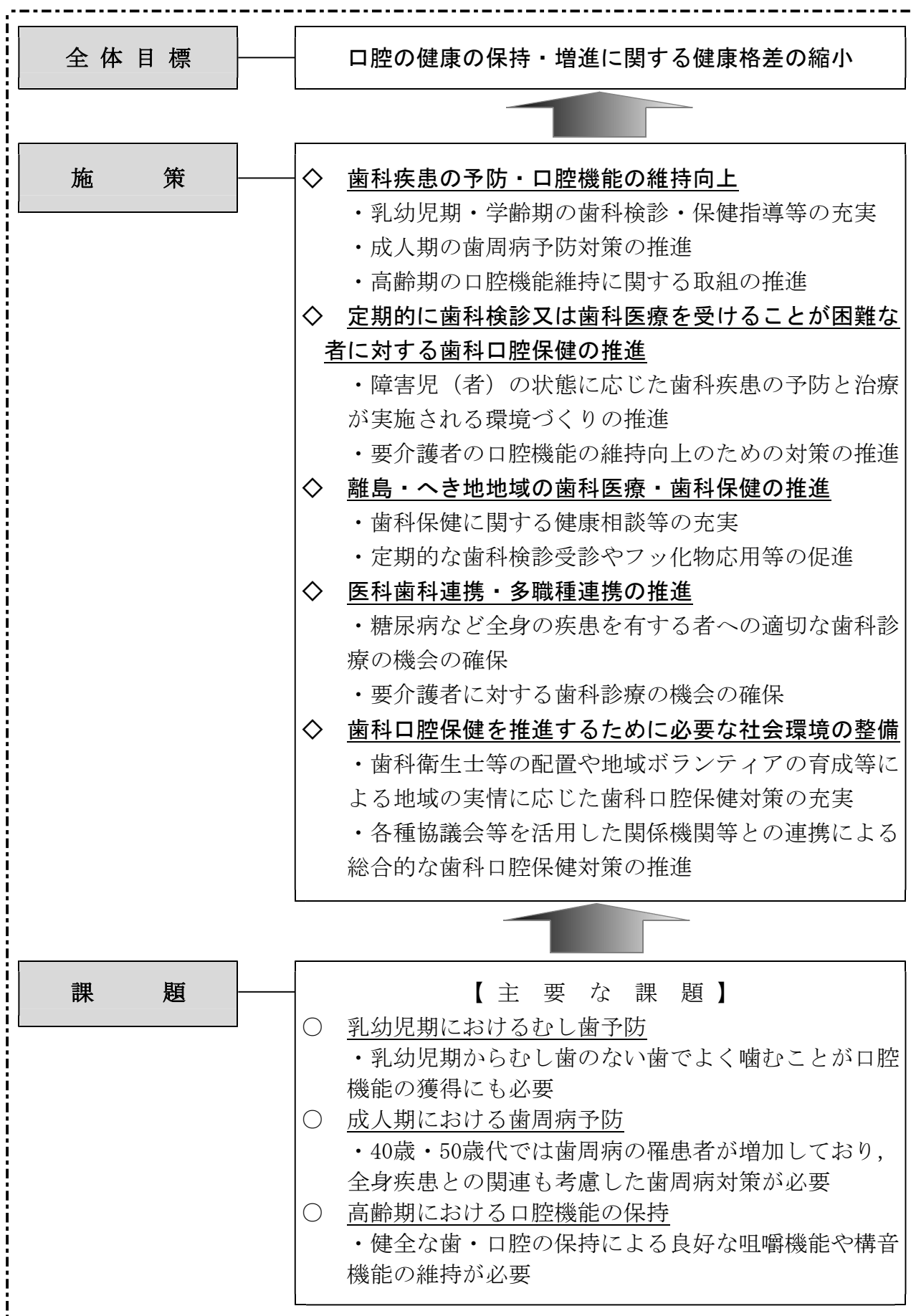
県においても、これらの趣旨を踏まえ、「口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小」を全体目標として掲げることとし、「歯科疾患の予防・口腔機能の維持・向上」、「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進」、「離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進」、「医科歯科連携・多職種連携の推進」及び「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に関する各種施策を推進することにより、その実現を目指すこととする。

---

\*1 健康格差：地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差



## 鹿児島県歯科口腔保健計画の全体目標及び施策



## 第4章 施策及び個別目標

### 1 歯科疾患の予防・口腔機能の維持向上

#### (1) 妊娠期・乳幼児期

##### ア 現状・課題

- 妊婦の歯科保健に関する知識は乳幼児のむし歯予防等にも影響するほか、妊娠期の歯周病は早産や低体重児出生等とも関係があるとされている。
- 乳幼児のむし歯予防に関する保護者の意識は高くなってきているが、子どもの口腔の健康を守る立場にある保護者や児を取り巻く関係者が、むし歯になりにくくする食習慣、フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口等の歯質強化や歯口清掃の方法等の知識を習得し、行動することが必要である。
- 乳幼児期は「嚙む・飲み込む」など口腔機能を獲得する時期であり、適切な咬合や顎の発達を促進するための重要な時期であるが、口腔機能の獲得等に関する指導を受けた保護者は少ない状況である。
- 乳歯は、歯を支える骨（歯槽骨）が未成熟なため、転倒等により歯の打撲や脱臼が起こりやすい。

##### イ 施策

###### 【施策の方向性】

- ◇ 妊娠期における妊婦歯科検診の受診勧奨や、生まれてくる児も対象とした歯科保健指導の充実を図る。
- ◇ 乳幼児期におけるむし歯予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口などフッ化物応用による歯質強化を図る。特に、むし歯有病者の多い地域における予防の取組を促進する。
- ◇ 乳幼児の歯の健康や口腔機能の発達を促す食習慣、口腔機能獲得に影響を及ぼす習癖等の改善に関する歯科保健指導等の充実を図る。
- ◇ 転倒等による歯の打撲や脱臼の予防・対処方法等に関する知識の普及啓発を図る。

##### ① 県の施策

- 市町村に対して、妊婦歯科検診の実施を働きかけるとともに、産科医療機関に対して、妊産婦に対する歯科保健指導や歯科検診受診勧奨の実施を働きかける。
- 市町村の歯科保健事業が効率的かつ効果的に実施できるよう、専門的かつ技術的な指導及び支援を行うとともに、歯科保健指導を実施する歯科衛生士等の資質の向上を図る。

- 保護者や児を取り巻く関係者，関係団体等に対して，フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口等による歯質強化や仕上げみがきの実施等による効果的なむし歯予防法等の普及啓発に努め，むし歯予防等の取組を促進する。
- 8020運動推進員に対し「よく噛むことの大切さ」や「噛ミング30（カミングサマル）<sup>\*2</sup>」運動について研修を実施し，資質向上を図るとともに，推進員による普及啓発を促進する。

② 県民及び関係機関等が取り組むべき内容

〈県民〉

- 市町村が実施する妊婦歯科検診・保健指導や乳幼児歯科検診等を積極的に受診し，正しい歯科保健情報を得るとともに適切な歯科保健行動に努める。
- 規則正しい食生活，適切な歯みがきの習慣付けや仕上げみがき等，家族ぐるみで歯と口腔の健康づくりに取り組む。
- 乳幼児が適切に口腔機能を獲得できるよう，成育段階に応じた献立づくりや，よく噛んで食べることの習慣付けを心がける。
- 「かかりつけ歯科医」をもち，定期的に歯科検診・保健指導及びフッ化物歯面塗布等の予防処置を受ける。

〈市町村〉

- 妊婦に対する母子手帳交付時や妊婦教室，健康相談等の機会を利用して，歯周病と早産や喫煙との関連，妊婦自身の口腔ケア，生まれてくる児のむし歯予防等の普及啓発を図る。
- 乳幼児健診及び離乳食教室等の機会に，口腔機能の発達，口腔機能獲得に影響を及ぼす習癖や発達に応じた食事の与え方等に関する情報提供及び知識の普及啓発を図る。
- 保護者に対する歯科保健指導において，むし歯になりにくい食生活，フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口等を利用した歯質強化の方法及び仕上げみがきなど正しい口腔清掃の方法等に関する知識の普及啓発を図る。
- また，転倒等による歯の打撲や脱臼による歯の喪失を防止するため，適切な予防・対処方法等の情報提供に努める。
- 妊婦歯科検診や乳幼児歯科検診の実施に努めるとともに，「かかりつけ歯科医」による定期的な歯科検診受診を勧奨する。
- 広報媒体や健康まつり等を通じた口腔の健康づくりに関する情報提供や健康づくり推進団体等と連携した普及啓発活動に努めるとともに，健康づくり推進団体等の活動組織の育成に努める。

---

\*2 噛ミング30（カミングサマル）：地域における食育を推進するための一助として，より健康な生活を目指すという観点から，ひとくち30回以上噛むことを目標として作成されたキャッチフレーズ

〈保育園・幼稚園〉

- 園歯科医等と協力して、保護者向けの歯科保健に関する健康教室を開催するなど保護者に対し仕上げみがきやフッ化物応用（フッ化物配合歯磨剤やフッ化物洗口）によるむし歯予防、適切な食事のとり方、よく噛んで食べる習慣等、歯や口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発に努める。
- 保育園等でフッ化物洗口などのフッ化物応用を実施する場合には、歯科医師会等関係機関と連携し、保護者等関係者に対して具体的な方法や効果、安全性等について十分な説明を行い、理解を得た上で、実施希望を踏まえて実施する。
- 保育士、幼稚園教諭等職員の研修体制づくりに努める。

〈歯科医師会・歯科衛生士会〉

- 県、市町村等が行う歯科口腔保健対策に積極的に協力するよう努めるとともに、園歯科医として、保育園・幼稚園等が実施する各種事業に協力し、歯科保健の普及啓発に努める。
- 市町村、保育園等に対して、適切な食習慣や歯みがき方法、フッ化物応用（フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口）など効果的なむし歯予防策、口腔機能の健全な育成等の助言などを行う。
- 園歯科医として、園がフッ化物洗口を実施する場合は、園と連携し、職員・保護者に対しフッ化物応用の具体的な方法や効果と安全性等について十分に説明するとともに、フッ化物洗口実施の指導助言を行う。
- 「かかりつけ歯科医」として、定期歯科検診やフッ化物歯面塗布等の予防処置を実施するとともに、歯みがき等の口腔衛生や食生活等の指導を行う。

〈保健医療専門団体（医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等）〉

- 住民を対象としたイベントや会員への研修会等において、歯や口腔の健康の大切さなどの普及啓発に努める。
- 産科医療機関において、母親学級などの機会を利用して、歯科口腔保健に関する情報提供や歯科保健指導の実施等に努める。
- フッ化物の活用によるむし歯予防やフッ化物の適切な使用方法等について、普及啓発に努める。

〈健康関連団体（8020運動推進員、地域女性団体、母子保健推進員、老人クラブ等）〉

- 歯や口腔の健康づくりの大切さについて、関連団体の自主活動や講演会等を通じて、望ましい食生活やよく噛むことの大切さ、歯みがきの習慣等の普及啓発に努める。

## ウ 目 標

- 乳幼児期は、健全な口腔に正常な乳歯列を完成させ、正しい咀嚼の習慣を確保し、むし歯などの歯科疾患を予防しながら健全な永久歯列咬合の育成を促す必要があることから、「健全な歯・口腔の育成」を目標として設定する。
- 目標値は、1歳6か月児、3歳児のむし歯有病者率の過去の伸び率等を考慮して、1歳6か月児でむし歯のない者の割合を99%、3歳児でむし歯のない者の割合を88%とする。
- 乳幼児期から学齢期にかけて良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得が必要なことから、「口腔機能の獲得」を目標として設定する。
- 目標値は、国の減少率（現状値12.3%、目標値10%）等を考慮し、3歳児での不正咬合等が認められる者の割合については8%とする。

目標項目	指 標	対 象	現状値	目標値 (H34年度)	現状値 の出典
健全な歯・ 口腔の育成	1歳6か月児でむし歯のない者の割合	1歳6か月児	95.7% (H22年度)	99%	鹿児島県の母子保健
	3歳児でむし歯のない者の割合	3歳児	70.7% (H22年度)	88%	
口腔機能の 獲得	3歳児での不正咬合等が認められる者の割合	3歳児	10.7% (H22年度)	8%	

## (2) 学齡期

### ア 現状・課題

- むし歯予防には、適切な歯みがき習慣や食生活習慣の定着に加えて、フッ化物を用いた歯質強化や「かかりつけ歯科医」による定期的な歯科検診の受診など総合的な予防対策が有効である。
- 学齡期は、口腔機能や顎顔面の健全な育成に重要な時期であり、よく噛んで食べることの重要性や歯並びに影響する習癖の改善等の普及啓発に努める必要がある。
- 学齡期における歯・口腔の健康づくりを進めるためには、毎年学校で実施される定期歯科検診の結果等を有効に活用しつつ、学校、家庭、地域が連携して取り組むことが重要である。

### イ 施策

#### 【施策の方向性】

- ◇ 児童生徒や保護者に対して、歯科疾患予防等の普及啓発を図る。
- ◇ 個人に応じた効果的な歯みがきや食生活などの歯科保健指導を行うとともに、定期的な歯科検診受診や、フッ化物洗口等のフッ化物応用を促進する。
- ◇ 「よく噛むこと」が口腔機能や顎顔面の健全な育成を促進するとともに肥満の防止につながるなど、健康に与える効果を啓発し、よく噛みよく味わって食べる健康な食習慣の定着を図る。

#### ① 県の施策

- 「歯・口腔の健康づくり」と「基本的な生活習慣」の関連性に着目し、健全な健康観の育成に努める。
- 学校関係者を対象とした研修を行い、歯科保健指導者の資質の向上を図る。

#### ② 県民及び関係機関等が取り組むべき内容

##### 〈県民〉

- 適切な歯みがきの習慣づけや仕上げみがき、規則正しい食生活、噛むことを意識した献立やよく噛むことを心がけるなど、歯と口腔の健康づくりに家族ぐるみで取り組む。
- 学校での歯科検診結果に基づき、子どもに対して必要な治療等を受けさせる。
- 「かかりつけ歯科医」をもち、定期的に歯科検診や保健指導を受けるとともに、フッ化物歯面塗布等の予防処置を受ける。
- むし歯予防のため、歯みがきの習慣やフッ化物応用（フッ化物配合歯磨剤、フッ化物洗口）等による口腔ケア等を行う。

#### 〈学校〉

- 児童・生徒が生涯を通じて主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう歯科疾患や口腔機能向上について理解を深め、その予防のための歯みがき習慣、規則正しい食生活等の重要性を教育するとともに、児童生徒や保護者へのむし歯・歯肉炎予防に関する情報提供や、喫煙が歯周病の危険因子であることなど、歯科疾患予防の普及啓発を図る。
- 児童・生徒や保護者に対し、よく噛んで食べることの効用や日頃からよく噛み味わって食べる食習慣を周知するとともに、歯列や咬合の不正の誘因となる習癖について啓発を図る。
- 学校歯科医と連携し、学校保健計画に歯科保健教育・保健指導を位置づけて実施する。
- 学校でフッ化物洗口などのフッ化物応用を実施する場合には、歯科医師会等関係機関と連携し、保護者等関係者に対して具体的な方法や効果、安全性等について十分に説明を行い、理解を得た上で、実施希望を踏まえて実施する。
- 学校・家庭・地域が連携し、学校歯科保健の現状や課題の共有を図り、地域全体で取り組む環境づくりに努める。
- 学校保健委員会等において、児童会・生徒会・保健委員会等の活動を通し、児童生徒の自主的活動を支援する。

#### 〈市町村〉

- 歯科健康診断等のデータを収集分析し、各関係機関に情報提供するとともに、学校におけるフッ化物の応用（フッ化物配合歯磨剤、フッ化物洗口）を推進するなど、地域の実情に応じた歯科口腔保健の推進に関する施策の実施に努める。
- 各市町村における歯科口腔保健の現状や課題を住民に提供し、歯と口腔の健康づくりを地域全体で取り組むことができるよう支援する。

#### 〈歯科医師会、歯科衛生士会〉

- 児童生徒の歯科口腔保健を推進するため、学校歯科医や歯科衛生士の資質向上及び歯科保健の充実を図る。
- 「かかりつけ歯科医」として、定期歯科検診やフッ化物歯面塗布、シーラント<sup>\*3</sup>等の予防処置を実施するとともに、口腔衛生や食生活等の指導を行う。

#### 〈学校歯科医〉

- 学校保健計画・保健指導計画の作成の際には、歯科専門職の立場から積極的に参画し、必要な指導・助言を行う。
- 学校保健委員会に積極的に参画し、児童・生徒及び職員の口腔内の状況の分析やその改善のための取組等について、必要な助言・指導を行う。

---

\*3 シーラント：奥歯の溝を薄いプラスチックなどで埋めてむし歯を予防する方法

- 学校歯科検診や歯科口腔保健教育に積極的に参加・協力し，児童生徒に対してきめ細やかな指導を行う。
- 学校教職員や保護者に対し，講話や情報提供を行うなどして歯科疾患予防等の啓発に努める。
- 学校がフッ化物洗口を実施する場合は，学校と連携し，職員・保護者に対しフッ化物応用の具体的な方法や効果と安全性について十分に説明するとともに，フッ化物洗口実施の指導助言を行う。
- 定期歯科検診やフッ化物歯面塗布を実施するとともに，シーラント等の予防措置の推奨，口腔衛生や食生活等の指導を行う。

〈保健医療専門団体（医師会，看護協会，栄養士会等）〉

- 医療機関は，患者等に対して，歯と口腔の健康管理の重要性について情報提供し，歯科治療が必要な場合には歯科医療機関の受診を勧める。

〈健康関連団体（8020運動推進員，地域女性団体，母子保健推進員，老人クラブ等）〉

- 歯や口腔の健康づくりの大切さについて，関連団体の自主活動や講演会等を通じて，望ましい食生活やよく噛むことの大切さ，歯みがきの習慣等の普及啓発に努める。

## ウ 目 標

- 永久歯列がほぼ完成する時期であり，永久歯のむし歯や歯肉炎が起こりやすくなることから，「口腔状態の向上」を目標として設定する。
- 目標値は，国の基本的事項と同様に，12歳児でむし歯のない者の割合を65%，中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合を20%と設定する。

目標項目	指 標	対 象	現状値	目標値 (H34年度)	現状値 の出典
口腔状態の 向上	12歳児でむし歯のない者の割合	12歳児	44.7% (H23年度)	65%	学校保健統計調査
	中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合	中学1年生 高校1年生	23.1% (H24年度)	20%	保健に関する実態調査



### (3) 成人期

#### ア 現状・課題

- 40歳代、50歳代では、既に歯周病に罹患している者や歯を喪失している者の割合の増加がみられることから、より早期の予防対策が必要である。
- 市町村では、健康増進法に基づく歯周疾患検診(40歳から70歳までの10年間隔で実施)に加えて独自に検診を実施している場合もあるが、受診者数は少ない状況である。また、歯周疾患検診を実施していない市町村もある。
- 歯周病を予防するには、歯ブラシでは磨けない歯と歯の間の歯垢を除去する歯間部清掃用器具を併用することが有効であるが、その使用者は少ない状況である。
- 「かかりつけ歯科医」は、歯みがきでは落とせなくなった歯石を除去するなど、歯周病予防や歯周病の早期発見・早期治療に重要な役割を担っている。
- 歯周病は糖尿病等の全身疾患とも関係していることや、喫煙が歯周病の危険因子であることなどについての認知度は、十分とはいえない状況である。
- 健全な歯・口腔を保持することは、食事をよく噛み、味わい、飲み込むなど良好な咀嚼機能を維持するとともに、成人期の生活習慣病の予防にもつながるが、歯の喪失防止や口腔機能の維持向上など健全な歯・口腔の保持増進についての啓発が十分ではない。

#### イ 施策

##### 【施策の方向性】

- ◇ 歯周疾患検診、健康教育・相談を充実するとともに、「かかりつけ歯科医」による口腔ケアが重要であることの普及啓発を図る。
- ◇ 個人に応じた歯みがき方法や、歯間部清掃用器具の適切な使用方法について、普及啓発を図る。
- ◇ 歯周病と糖尿病等の全身疾患との関係性や、喫煙が歯周病の危険因子であること等について、正しい知識の普及啓発を図る。
- ◇ 労働局等と連携を図り、より早期の歯周病予防等の対策を推進する。

#### ① 県の施策

- 市町村で実施する歯周疾患検診の周知を図り、歯科検診受診を促進するとともに、未実施市町村へ歯周疾患検診の実施を働きかける。
- 8020運動推進員等に対し、歯科口腔保健に関する最新の知見や地域の歯科指標の状況等を内容とする研修会を実施し、資質向上に努める。
- 歯周病と糖尿病など全身の健康との関係性や、喫煙が歯周病の危険因子であること等の正しい知識の普及啓発を図る。

- 職域での歯科口腔保健の取組を促進するため、労働局等と連携を図りながら事業所歯科検診の必要性について普及啓発を図るなど、総合的な歯科保健の推進に努める。

## ② 県民及び関係機関等が取り組むべき内容

### 〈県民〉

- 口腔の健康の保持増進に関心をもち、歯の喪失の原因となる歯周病の予防及び歯周病が糖尿病などの全身疾患とも関連があることについて、理解を深める。
- 歯間部清掃用器具の使用法と適切な歯みがき方法を習得するとともに、歯周病と関わりのある不規則な食生活や喫煙等の生活習慣の改善に努める。
- 「かかりつけ歯科医」をもち、定期歯科検診、歯石除去、歯口清掃等の予防処置を受ける。
- 日頃から噛みごたえのある食材を選択し、ひと口30回以上（噛ミング30）を目標にゆっくりよく噛むことに心がける。

### 〈市町村〉

- 健康増進事業の歯周疾患検診、集団健康教育や重点健康相談等を積極的に実施し、定期歯科検診を受けることや「かかりつけ歯科医」をもつことを働きかける。
- 市町村で実施する歯周疾患検診の周知を図り、検診の受診勧奨に努めるとともに、未実施市町村については歯周疾患検診の実施に努める。
- 各市町村における各種生活習慣病予防に関する事業や特定健診・保健指導などの場を活用し、歯科疾患予防や口腔機能の維持向上の普及啓発を図る。

### 〈歯科医師会・歯科衛生士会〉

- 市町村、事業所が実施する歯科口腔保健事業に積極的に協力し、歯科疾患の予防や口腔機能向上に関する指導、助言等の情報提供を行うとともに、歯と口腔の健康づくりに効果的な予防策の助言を行う。
- 「かかりつけ歯科医」として、定期歯科検診や歯石除去、歯面清掃等の予防処置を実施するとともに、歯間部清掃用器具の効果的な使用方法、歯周病と糖尿病など全身の健康との関係性や喫煙の歯周病への影響等について、家庭での取組に有益な知識・情報を提供する。

### 〈保健医療専門団体（医師会、看護協会、栄養士会等）〉

- 住民を対象としたイベントや会員への研修会等において、歯科疾患予防や歯の喪失防止など専門的なケアを受けるための「かかりつけ歯科医」をもつことの大切さ等について普及啓発する。
- 糖尿病等全身疾患と歯周病との関連について理解を深め、糖尿病や心疾患等の全身疾患を有する患者に対し、歯周病予防や歯科治療の必要性について情報提供を行う。
- 「よく噛むこと」が生活習慣病予防につながることなど、口腔機能向上に関する普及啓発を図る。

〈労働局〉

- 事業所・職場を通じて、労働者が歯周病予防に取り組むことが効果的であることから、適時、歯周病に関する検診や歯科保健指導の機会が事業所・職場において提供されることが望ましいことの啓発指導に努める。
- 市町村において歯周疾患検診が実施されている場合は、事業者に対し、検診の周知及び受診の際の配慮を行うよう啓発指導に努める。

〈健康関連団体（8020運動推進員、地域女性団体、母子保健推進員、老人クラブ等）〉

- 健康づくりに関する講習会やイベント等において、適切な食習慣や歯みがき習慣、よく噛むことの重要性、「かかりつけ歯科医」等における定期的な歯科検診の受診の必要性など、歯や口腔の健康づくりに関する普及啓発を図る。

ウ 目 標

- 健全な口腔状態を維持するためには、歯周病等による歯の喪失を防止し、健康な歯や歯肉を維持することが重要であることから、「健全な口腔状態の維持」を目標として設定する。
- 目標値は、20歳代における進行した歯周炎を有する者の割合については、現状値の10ポイント減少を目指して15%とし、40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合及び40歳の未処置歯を有する者の割合については、国の基本的事項と同様（進行した歯周炎：25%、未処置歯：10%）に設定する。
- なお、40歳で喪失歯のない者の割合については、10年後対象となる者（現在、25歳～34歳の者）の喪失歯のない者の割合（68.2%）を今後も維持することを目指し、68%とする。

目標項目	指 標	対 象	現状値	目標値 (H34年度)	現状値 の出典
健全な口腔 状態の維持	20歳代における進行した 歯周炎を有する者の割合	20～29歳	25.0% (H23年度)	15%	県民の健 康状況調 査
	40歳代における進行した 歯周炎を有する者の割合	40～49歳	47.1% (H23年度)	25%	
	40歳の未処置歯を有する 者の割合	35～44歳	46.7% (H23年度)	10%	
	40歳で喪失歯のない者の 割合	35～44歳	63.3% (H23年度)	68%	

## (4) 高齢期

### ア 現状・課題

- 健全な歯・口腔を保持することは、食事をよく噛み、味わい、飲み込むなど良好な咀嚼機能を維持するとともに、高齢期の誤嚥・窒息予防にもつながるが、歯の喪失防止や口腔機能の維持向上など健全な歯・口腔の保持増進についての啓発が十分ではない。
- 高齢期は、歯の喪失や歯根部のむし歯を有する者が増加し、義歯使用者も増加してくることから、「かかりつけ歯科医」による定期的な歯科検診や歯石除去、歯口清掃、義歯調整等を受けることにより、歯科疾患予防等を図る必要がある。
- 介護予防事業において、口腔機能向上プログラムに取り組んでいる市町村が少ないことから、「おいしく頂き、楽しく語り、大いに笑う」ことができるよう、栄養改善プログラム等と併せて、取組を推進する必要がある。
- 鹿児島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)では、75歳に到達した県民を対象に、歯や歯肉の状況や咀嚼機能の状況等を無料で検診する口腔検診事業(「お口元気歯ッピー検診事業」)を実施していることから、当該事業の検診結果を活用しながら、歯科疾患による歯の喪失防止や義歯装着等による咀嚼機能の回復を図る必要がある。

### イ 施策

#### 【施策の方向性】

- ◇ 高齢期における咀嚼機能や構音機能の維持を図るなど、口腔機能の維持向上に関する普及啓発を図る。
- ◇ 定期的に歯科検診や歯石除去、適切な咬合の維持管理(適合良好な義歯)等を受けるため、「かかりつけ歯科医」をもつことを促進する。
- ◇ 広域連合が実施する口腔検診事業と市町村が実施する介護予防事業(二次予防)等との連携を促進する。

#### ① 県の施策

- 市町村で実施する歯周疾患検診の周知を図り、歯科検診受診を促進する。
- 8020運動推進員等に対し、歯科口腔保健に関する最新の知見や地域の歯科指標の状況等を内容とする研修会を実施し、資質向上に努める。
- 歯周病と糖尿病など全身の健康との関係性や喫煙等についての正しい知識の普及啓発を図る。
- 市町村における介護予防事業において、口腔機能向上プログラムに積極的に取り組むよう働きかける。

## ② 県民及び関係機関等が取り組むべき内容

### 〈県民〉

- 口腔の健康の保持増進に関心をもち、歯の喪失の原因となる歯周病予防や歯根部のむし歯予防について理解を深める。
- 「かかりつけ歯科医」をもち、定期歯科検診、歯石除去、歯口清掃等の予防処置を受ける。また、喪失歯を有する者は適切な咬合を維持するため義歯を装着し、義歯の手入れ等について指導を受ける。
- 歯間部清掃用器具の使用法と適切な歯みがき方法を習得するとともに、定期的な歯科受診に努める。
- 口腔機能低下を予防するため、健口体操や唾液腺マッサージ等を行う。

### 〈市町村〉

- 健康増進事業の歯周疾患検診、集団健康教育や重点健康相談等を積極的に実施し、定期歯科検診を受けることや、「かかりつけ歯科医」をもつことを働きかける。
- 市町村で実施する歯周疾患検診の周知を図り、検診の受診勧奨を図る。
- 各市町村における各種生活習慣病予防に関する事業や特定健診・保健指導などの場を活用し、歯科疾患予防や口腔機能の維持向上の普及啓発を図る。
- 関係専門職種、地区社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ等の地域高齢者団体、その他関連の会議等の場を活用し、口腔機能向上関連の意義・内容・効果等について情報提供し、地域における普及啓発の協力体制を図るとともに、関係機関等と連携し、介護予防事業における口腔機能向上の取組を推進する。

### 〈広域連合〉

- 広域連合は、「お口元気歯ッピー検診事業」の結果等について市町村に情報提供を行い、効果的な介護予防や健康づくり事業の促進を図る。

### 〈歯科医師会・歯科衛生士会〉

- 市町村、事業所等が実施する歯科口腔保健事業に積極的に協力し、歯科疾患の予防や介護予防事業における口腔機能向上に関する指導、助言等の情報提供を行うとともに、歯と口腔の健康づくりに効果的な予防策の助言を行う。
- 「かかりつけ歯科医」として、定期歯科検診や歯石除去、歯口清掃等の予防処置を実施するとともに、歯間部清掃用器具の効果的な使用方法、義歯の取扱いや清掃方法、歯周病と糖尿病など全身の健康との関係性や喫煙の歯周病への影響等について、家庭での取組に有益な知識・情報を提供する。

### 〈保健医療専門団体（医師会、看護協会、栄養士会等）〉

- 住民を対象としたイベントや会員を対象とした研修会等において、歯科疾患予防や歯の喪失防止など専門的なケアを受けるための「かかりつけ歯科医」をもつことの重要性等について普及啓発を図る。

- 糖尿病等全身疾患と歯周病との関連について理解を深め、糖尿病や心疾患等の全身疾患を有する患者へ対し、歯周病予防や歯科治療についての情報提供を行う。
- 「よく噛むこと」が生活習慣病予防や誤嚥・窒息予防につながるなど、口腔機能向上に関する普及啓発を図る。

〈健康関連団体（8020運動推進員，地域女性団体，母子保健推進員，老人クラブ等）〉

- 健康づくりに関する講習会やイベント等において、「お口の健康マニュアル」を活用しつつ、適切な食習慣や歯みがき習慣，よく噛むことの重要性，「かかりつけ歯科医」等における定期的な歯科検診の受診の必要性など，歯や口腔の健康づくりに関する情報提供などを図る。

## ウ 目 標

- 歯の喪失は器質的障害であり，摂食機能や構音機能等の主要な生活機能に影響し，QOL（生活の質）や認知機能の低下にもつながることから，「歯の喪失の防止」を目標として設定する。
- 目標値は，国の基本的事項と同様に，60歳の未処置歯を有する者の割合については10%，60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合については45%，60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合については70%，80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合については50%とする。
- 高齢期においては，摂食嚥下機能が低下しやすいため，口腔環境を改善し，摂食嚥下機能の維持向上を図ることが必要なことから，「口腔機能の維持・向上」を目標として設定する。
- 目標値は，国の基本的事項と同様に，60歳代における咀嚼良好者の割合については80%とする。

目標項目	指 標	対 象	現状値	目標値 (H34年度)	現状値 の出典
歯の喪失防 止	60歳の未処置歯を有する者の割合	55～64歳	33.3% (H23年度)	10%	県民の健康状況調査
	60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合	60～69歳	64.9% (H23年度)	45%	
	60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合	55～64歳	52.8% (H23年度)	70%	
	80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合	75～84歳	26.7% (H23年度)	50%	
口腔機能の維持・向上	60歳代における咀嚼良好者の割合	60～69歳	75.5% (H23年度)	80%	

## 2 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

### (1) 障害者・障害児

#### ア 現状・課題

- 障害児においては、哺乳不全、筋機能障害、咀嚼機能の発達の遅れ等の口腔機能の問題を抱えている場合が多くみられ、その後のライフステージに与える影響が大きいことから、早期からの口腔機能の育成が重要である。
- 障害の程度により、口腔ケアが困難であったり、口の自浄作用の働きが悪かったり、服用している薬剤等によって、歯や口腔の疾患が発症、重症化しやすい傾向にあることから、早期の予防対策が必要である。
- 障害者（児）歯科治療においては、患者の障害の程度により、深刻な心理的・身体的負担を伴う場合があることから、患者の状態に応じた治療を提供できる環境づくりが必要である。特に、発達障害者（児）に対する歯科治療は、専門的な知識・技術や時間を要するため、一般の歯科医では対応が困難な場合があることから、鹿児島県歯科医師会では、障害者歯科ネットワークを構築している。
- 障害児に係る育成医療においては、音声・言語・咀嚼機能関係の受給割合が高く、その中でも、口唇口蓋裂等の口腔関係による受給が多くなっている。
- 「かかりつけ歯科医」をもち、定期的な歯科検診や歯石除去、歯口清掃等を受けることにより、歯科疾患予防等を図る必要がある。

#### イ 施策

##### 【施策の方向性】

- ◇ 障害者（児）が健全な口腔状態を保ち、しっかり食べることができるよう、障害者（児）の状態に応じた歯科疾患の予防と治療が適切に実施される環境づくりに努める。
- ◇ 障害の特性を理解するとともに、個々の状態に応じた口腔ケアができる人材育成を図る。
- ◇ 障害者支援施設及び障害児入所施設等における歯科検診や歯科保健指導の実施を促進する。

#### ① 県の施策

- 障害者（児）の歯科口腔保健に関する実態を把握し、関係機関との連携により生涯を通じた歯・口腔の健康づくりの支援体制を整備する。

- 障害者（児）等の歯科診療の充実を図るため、精神発達遅滞、自閉症、脳性麻痺等の地域の障害者（児）及び難病患者に対する歯科診療体制を整備する。また、歯科疾患等の予防体制の充実を図るため、福祉施設職員等に対しての口腔ケアの指導を実施する。
- 障害者（児）の状態に応じた歯科医療を提供するため、県歯科医師会（口腔保健センター）に委託して歯科診療所の運営を行う。また、同センターにおいては、鹿児島大学病院や鹿児島市立病院等の高次医療機関とも連携し、障害者（児）の状態に応じた歯科治療を提供する。
- 障害者（児）を対象とした日帰りでの全身麻酔下歯科治療は、短時間で集中的に治療が可能であり、障害者（児）の心理的・身体的負担を軽減できることから、同法治療法に関する県歯科医師会の取組について普及啓発を図る。

② 県民及び関係機関等が取り組むべき内容

〈県民〉

- 「かかりつけ歯科医」をもち、歯科疾患予防や口腔機能の育成、管理などの指導を受ける。

〈市町村〉

- 障害者（児）の把握に努め、歯や口腔の健康づくりのための情報提供を行うとともに、定期的な歯科検診を受けることや「かかりつけ歯科医」をもつことを働きかける。
- 障害者（児）が、適切な歯科口腔保健サービスを受けられるよう、関係機関と連携し、治療できる歯科医院の情報提供等を行う。

〈歯科医師会・歯科衛生士会〉

- 障害者（児）に対する「かかりつけ歯科医」を育成し、定期的な歯科検診、訪問歯科保健指導など歯科口腔保健サービスの実施に努める。
- 障害者（児）の歯科保健医療を充実させるため、県歯科医師会において日帰り全身麻酔下歯科治療に取り組むとともに、歯科医師、歯科衛生士の研修に努める。
- 「かかりつけ歯科医」として、定期歯科検診、歯石除去、歯口清掃等の予防処置や口腔ケア等の指導を実施する。

〈施設〉

- 施設入所者の健康管理の一環として、定期的な歯科検診や口腔ケアの積極的な取組に努める。
- 口腔ケアや摂食嚥下に関する研修等に職員を派遣するなど、職員の資質向上に努める。



〈保健医療専門団体（医師会，看護協会，栄養士会等）〉

- 会員を対象とした研修等において，障害者（児）の歯・口腔の健康について理解を深めるとともに，障害者（児）を受入可能な歯科医療機関の把握に努める。
- 障害者（児）に関わる保健医療専門職は，歯科疾患予防や摂食嚥下機能の発達を支援するため，早期に歯科医療機関への受診を勧める。

〈健康関連団体（8020運動推進員，地域女性団体，母子保健推進員，老人クラブ等）〉

- 障害者（児）の会や施設等との交流を積極的に行い，障害者（児）についての理解を深める。

#### ウ 目 標

- 障害の程度によって，歯をみがくことが困難であったり，口の自浄作用の働きが低下し，むし歯や歯周病などの歯科疾患を生じやすく，重症化する傾向もあることから，「定期的な歯科検診・歯科医療の推進」を目標として設定する。
- 目標値は，国の基本的事項と同様に，障害者支援施設及び障害児入所施設等での定期的な歯科検診実施率については90%とする。

目標項目	指 標	対 象	現状値	目標値 (H34年度)	現状値 の出典
定期的な歯科検診・歯科医療の推進	障害者支援施設及び障害児入所施設等での定期的な歯科検診実施率	障害者(児)施設	51.5% (H24年度)	90%	健康増進課調べ

## (2) 要介護者

### ア 現状・課題

- 要介護者に対する「訪問歯科診療」の認知度は低いことから、普及啓発を図るとともに訪問歯科診療の充実に努める必要がある。
- 施設での口腔ケアの実施に当たり、入所者や家族が口腔ケアの必要性について十分に理解されていない状況にある。
- 施設入所の要介護高齢者に対する定期的な歯科検診の実施率が低い。

### イ 施策

#### 【施策の方向性】

- ◇ 施設及び居宅において、歯科専門職による適切な口腔ケアや歯科診療が確保されるよう、歯科医療機関等との連携促進を図る。
- ◇ 関係職種が連携し、要介護者の口腔機能の維持向上のための対策を推進する。
- ◇ 介護保険施設における歯科検診や歯科保健指導の実施を促進する。

#### ① 県の施策

- 要介護者の口腔機能維持向上のため、関係機関・団体との連携を図り、要介護者の歯科口腔保健に関する情報提供に努める。
- 施設職員等を対象とした研修等の実施に努める。
- 8020運動推進員等に対し、歯科口腔保健に関する最新の知見や地域の歯科指標の状況等を内容とする研修会を実施し、資質向上に努める。

#### ② 県民及び関係機関等が取り組むべき内容

##### 〈県民〉

- 口腔ケアや口腔機能維持向上について理解を深め、適切な口腔ケアを実践し、歯科疾患や口腔機能低下を予防する。
- 口腔機能低下を防止するため、健口体操や唾液腺マッサージを行う。

##### 〈市町村〉

- 各市町村における各種生活習慣病予防に関する事業や特定健診・保健指導などの場を活用し、歯科疾患予防や口腔機能の維持向上の普及啓発を図る。
- 歯科医師会と連携し、訪問歯科診療等の周知を図る。

##### 〈歯科医師会、歯科衛生士会〉

- 要介護者に対する「かかりつけ歯科医」を育成し、定期歯科検診、訪問歯科診療、居宅療養管理指導等の介護保険サービスの実施に努める。

- 訪問歯科口腔保健指導や介護予防事業における口腔機能向上サービスを担う歯科衛生士の育成に努める。
- 訪問歯科診療を実施する歯科診療機関の充実を図る。

〈施設〉

- 施設入所者や通所利用者の健康管理の一環として、定期的な歯科検診や口腔ケアの積極的な取組に努める。
- 口腔ケアや摂食嚥下に関する研修等に職員を派遣するなど、職員の資質向上に努める。

〈保健医療専門団体（医師会，看護協会，栄養士会等）〉

- 高齢者に対して、口腔ケアや口腔機能の維持向上など歯と口腔の健康管理のほか、誤嚥や窒息，低栄養の予防の重要性について情報提供するとともに，歯科治療が必要な場合は歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。

〈健康関連団体（8020運動推進員，地域女性団体，母子保健推進員，老人クラブ等）〉

- 口腔ケアや口腔機能維持向上の重要性について啓発を行うとともに，口腔機能低下を防止するため，健口体操や唾液腺マッサージの普及啓発を図る。
- 在宅や施設入所時に歯科治療が必要な場合の訪問歯科診療について，周知を図る。

ウ 目 標

- 施設入所者の生活の自立度が低下し，口腔衛生の維持が困難となったり，認知症等による口腔ケアの関心の低下に伴い，歯科疾患等の重症化が予想され，定期的な歯及び口腔機能の状況把握や治療等が必要であることから，「定期的な歯科検診・歯科医療の推進」を目標として設定する。
- 目標値は，国の基本的事項と同様に，介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率については50%とする。

目標項目	指 標	対 象	現状値	目標値 (H34年度)	現状値 の出典
定期的な歯科検診・歯科医療の推進	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設	20.4% (H24年度)	50%	健康増進課調べ

### 3 離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進

#### ア 現状・課題

- 県内には、無歯科医地区\*<sup>4</sup> が離島を中心に13市町村41か所あることから、無歯科医地区における歯科医療の充実が必要である。
- 現在、口永良部、三島及び十島の12地区を対象に、毎年各地区2回程度の歯科巡回診療を行っているところであるが、当該地区の住民は頻繁に歯科診療を受けられない環境にあるため、口腔ケアによる歯科疾患予防の重要性について普及啓発を図る必要がある。

#### イ 施策

##### 【施策の方向性】

- ◇ 個人に応じた効果的な歯みがきや食生活などの歯科保健指導を行い、口腔ケアの重要性について普及啓発を図る。
- ◇ 歯科保健に関する健康相談等の充実を図るとともに、定期的な歯科検診受診を促進する。
- ◇ 無歯科医地区における歯科医療の現状について、関係者間で情報を共有し、歯科医療を充実させるための取組を促進する。特に無歯科医地区においては、歯科医療の提供を受ける機会が少ないことから、フッ化物応用など歯科疾患予防のための取組を促進する。

#### ① 県の施策

- 無歯科医地区のうち、特に歯科受診が困難な口永良部、三島及び十島を対象に、巡回診療による歯科疾患の早期発見・早期治療に取り組む。
- 頻繁に歯科診療を受けられない地区の住民の歯科疾患予防を促進するため、県歯科医師会（口腔保健センター）に委託して、巡回診療の機会等を活用したフッ化物歯面塗布や口腔衛生の保健指導等を実施する。

#### ② 県民及び関係機関等が取り組むべき内容

##### 〈県民〉

- 定期的に歯科検診・保健指導等の予防措置を受け、口腔ケアに関する正しい情報を得るとともに、適切な歯科保健行動をとるように努める。

\*4 無歯科医地区：歯科医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に歯科医療機関を利用することができない地区をいう。

〈市町村〉

- 定期的な歯科検診受診の勧奨を図るとともに、口腔ケアに関する情報提供及び知識の普及を図る。

〈歯科医師会，歯科衛生士会〉

- 無歯科医地区における歯科医療の充実に積極的に協力し，歯科疾患の予防に関する指導，効果的な歯みがきや食生活などの歯科保健指導を行う。特に無歯科医地区においては，市町村や住民等の理解も得ながら，フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口などのフッ化物応用を積極的に促進する。

ウ 目 標

- 無歯科医地区においては，歯科医療を受ける機会が少なく，歯科保健に関する知識を習得し良好な口腔衛生を維持することが困難な環境にあることから，「定期的な歯科検診・歯科医療の推進」を目標として設定する。
- 目標値は，口永良部，三島及び十島の12地区を対象に，毎年歯科巡回診療を実施し，住民の歯科医療の充実に必要があることから，35%とする。

目標項目	指 標	対 象	現状値	目標値 (H34年度)	現状値 の出典
定期的な歯科検診・歯科医療の推進	歯科巡回診療における定期的な歯科検診・歯科治療の受診率	口永良部，三島及び十島	29.8% (H23年度)	35%	保健医療福祉課調べ

## 4 医科歯科連携・多職種連携の推進

### ア 現状・課題

- 歯科疾患である歯周病は、糖尿病の合併症の一つである一方、糖尿病患者に対して歯周病の治療・管理を行うことで、血糖コントロールに有効であることも明らかになってきている。
- 脳卒中による麻痺等により、口腔ケアが不十分であったり、摂食嚥下機能の低下などから誤嚥性肺炎を起こしやすいことから、早期の口腔リハビリが必要である。
- 妊婦の歯周病は、早産や低出生体重児の原因の一つであると言われていたほか、妊婦の歯科保健に関する知識や意識は、乳幼児のむし歯予防にも有効である。
- 口腔がんは、歯科検診や歯科治療の過程で発見される場合がある。
- 地域がん診療連携拠点病院である鹿児島医療センターと県歯科医師会とが協働して、がん患者に対する口腔ケアや歯科治療の実施等に関する研修会を実施している。
- 厚生労働省研究班の報告によれば、H I V感染者やA I D S患者の約3割は感染の事実を明らかにせずに一般の歯科診療所で受診しており、H I V感染者等が口腔ケアや口内症状の緩和等の歯科診療を受けやすい環境を確保する必要がある。
- 在宅等の要介護者の口腔ケアや歯科診療の機会を確保するためには、市町村単位等の地域の実情に応じた多職種による連携体制が必要である。

### イ 施策

#### 【施策の方向性】

- ◇ 糖尿病や脳卒中など全身の疾患を有する患者やH I V感染者等に対する口腔ケア、歯科診療等が適切に提供される機会を確保するため、医科歯科連携を促進する。
- ◇ 口腔がんの早期発見のため、歯科医の診断能力の向上を促進するとともに、高次医療機関との連携を推進する。
- ◇ がん患者の治療に伴う副作用や合併症の予防・軽減のため、医科歯科連携を促進する。
- ◇ 在宅等の要介護者に対する口腔ケアや歯科診療が適切に提供される機会を確保するため、多職種連携を促進する。

#### ① 県の施策

- 糖尿病等の疾患を有する患者やH I V感染者等に対する歯科診療や口腔ケアが円滑に提供される環境を整備するため、県医師会と県歯科医師会との医科歯科連携推進に向けた取組を促進する。

- 要介護者の口腔機能維持向上のため、関係機関・団体との連携を図り、歯科口腔保健に関する情報提供に努める。
- 在宅の要介護者の多様なニーズに対応するため、在宅医療を担う在宅療養支援歯科診療所、在宅療養支援病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどの医療と看護に従事する多職種の連携やその資質向上を図り、地域の実情に応じた在宅医療連携体制の整備を推進する。
- がん患者の治療に伴う副作用や合併症の予防・軽減のため、県の協議会や県がん診療連携協議会等を活用して、がん診療連携拠点病院等と歯科医療機関との医科歯科連携推進に向けた取組を促進する。

② 関係機関等が取り組むべき内容

〈歯科医師会・歯科衛生士会〉

- 「かかりつけ歯科医」として、歯周病と糖尿病など全身の健康との関係性や喫煙が歯周病の危険因子の一つであること等について、県民に有益な知識・情報を提供する。
- 医科歯科連携を推進するため、歯科医師・歯科衛生士の歯科治療や口腔ケアの技術向上等に努めるとともに、医療機関との効果的な連携のあり方や患者の必要な医療情報の把握のための手法等について、患者の個人情報保護の観点にも十分に留意しつつ、医師会等との連携・調整に努める。
- 口腔がんの診断や高次医療機関との連携についての研修会を開催する。
- がん患者の口腔ケア等に関する医科歯科連携等についての研修会を開催する。

〈保健医療専門団体（医師会、看護協会、栄養士会等）〉

- 糖尿病等全身疾患と歯周病との関連について理解を深め、糖尿病や心疾患等の全身疾患を有する患者へ対し、歯周病予防や歯科治療についての情報提供を行う。
- 糖尿病や脳卒中など基礎疾患等を有する患者や在宅患者等に対する歯科診療・口腔ケアを円滑に進めるため、歯科医療機関との連携を図る。

## 5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

### ア 現状・課題

- 歯科口腔保健を推進するためには、県民一人一人の意識と行動の変容を図るとともに、地域が一体となって県民の主体的な取組を支援する社会環境を整備することが必要である。
- 県及び市町村では、歯科衛生士や歯科口腔保健を担当する保健師等の職員の確保や資質の向上に努めるとともに、地域住民の歯の健康づくりを支援するボランティアを養成することが必要である。
- 歯科医師、歯科衛生士、医師、看護師、薬剤師、栄養士、介護職員、学校保健担当者等の歯科口腔保健を担う者が、連携・協力して歯科口腔保健を推進する体制の充実が必要である。
- 在宅等の要介護者や障害者が、歯科保健・歯科医療サービスを適切に利用できる社会環境の整備が必要である。

### イ 施策

#### 【施策の方向性】

- ◇ 「8020運動」や「嚙ミング30」運動など県民が理解しやすい目標や行動指針などを示すとともに、行政や地域のボランティアなどが一体となって個人の意識や行動の変容を支援する社会環境の整備を促進する。
- ◇ 地域の実情に応じた総合的な歯科口腔保健対策の充実を図るため、市町村の歯科衛生士等の配置を促進するとともに、歯科口腔保健・歯科医療に携わる者や8020運動推進員等の地域ボランティア等の育成や資質の向上を図る。
- ◇ 県歯科口腔保健推進協議会や県地域・職域・学域連携推進委員会等を活用し、関係機関・団体等と連携した総合的な歯科口腔保健対策の推進を図る。
- ◇ 在宅等の要介護者や障害者が、歯科保健・歯科医療サービスを適切に利用できるよう、多職種連携の推進を図る。

#### ① 県の施策

- 「8020運動」や「嚙ミング30」運動の普及啓発に努めるとともに、市町村が実施する歯周疾患検診や「かかりつけ歯科医」での定期的な検診受診の啓発に努める。
- 歯科口腔保健に関する現状や課題に関する情報を収集・分析・評価し、その改善のための施策や方策を企画するとともに、県歯科口腔保健推進協議会、地域歯科口腔保健推進会議、地域・職域・学域連携推進委員会等を活用して関係機関・団体との連携・調整も図りつつ、総合的かつ計画的な歯科口腔保健の推進を図る。



- 市町村に対し、常勤歯科衛生士の配置や在宅歯科衛生士の確保を促進するとともに、歯科口腔保健に関わる者や8020運動推進員等への研修の実施等を通じて、その資質向上に努める。
- 在宅等の要介護者の多様なニーズに対応するため、在宅医療を担う在宅療養支援歯科診療所、在宅療養支援病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどの医療と看護に従事する多職種連携を推進する。

## ② 関係機関等が取り組むべき内容

### 〈市町村〉

- 常勤歯科衛生士の確保に努めるとともに、在宅歯科衛生士の資質向上を図る。
- 市町村が実施する歯科検診の周知を図り、検診の受診勧奨に努めるとともに、妊産婦歯科検診や歯周疾患検診の未実施市町村については検診の実施に努める。

### 〈歯科医師会・歯科衛生士会〉

- 保健医療専門団体等と緊密な連携を図りつつ、「かかりつけ歯科医」として、定期歯科検診、歯石除去、歯口清掃等の予防処置や口腔ケア等の業務を行うよう努める。
- 訪問歯科診療を実施する歯科診療機関や在宅療養支援歯科診療所の充実を図る。

### 〈かごしま口腔保健協会〉

- 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発や健康教育の実施に努める。
- 歯科口腔保健に関する調査研究の実施などに努める。

### 〈保健医療専門団体（医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等）〉

- 会員に対して、歯科口腔保健に関する研修を実施し、人材育成を行う。
- 歯と口の健康週間中の栄養相談や健康相談など各団体が実施する事業において、歯科口腔保健の推進に努める。

### 〈健康関連団体(8020運動員)〉

- 乳幼児期から高齢期において、各種教室や住民への声かけ等を通じて、県民に対し歯科口腔保健に関する普及啓発に努める。

## ウ 目 標

- 歯科疾患の予防や早期発見・早期治療を推進するため、歯科専門職の資質向上や定期的な歯科検診受診を行うための支援体制を整備することが必要であることから「歯科口腔保健の推進体制の整備」を目標として設定する。
- 過去1年間に歯科検診を受診した者（20歳以上）の割合に係る目標値は、国の基本的事項と同様に、65%とする。

- 3歳児でむし歯がない者の割合が80%以上である市町村数に係る目標値は、国の基本的事項の都道府県の割合（5割）を参考にして、22市町村とする。
- 健康増進法に基づく歯周疾患検診を実施する市町村数に係る目標値は、市町村の歯周疾患検診を促進するため、全市町村の43市町村とする。
- 在宅療養支援歯科診療所数の増加に係る目標値は、在宅及び施設の療養者の口腔機能低下等の一層の予防等のため、現状値の約2倍の140歯科診療所とする。

目標項目	指 標	対 象	現状値	目標値 (H34年度)	現状値 の出典
歯科口腔保健の推進体制の整備	過去1年間に歯科検診を受診した者（20歳以上）の割合	20歳以上	22.0% (H23年度)	65%	県民の健康状況調査
	3歳児でむし歯がない者の割合が80%以上である市町村数	43市町村	3市町村 (H22年度)	22市町村	鹿児島県の母子保健
	健康増進法に基づく歯周疾患検診を実施する市町村数	43市町村	35市町村 (H23年度)	43市町村	健康増進課調べ
	在宅療養支援歯科診療所数	歯科診療所	71歯科診療所 (H23年度)	140歯科診療所	九州厚生局

## 第5章 進捗管理と評価

この計画を総合的に推進するため、「鹿児島県歯科口腔保健推進協議会」及び「地域歯科口腔保健推進会議」を開催し、評価や推進方策の検討等を行い、進捗管理に努めることとする。

また、「県民の健康状況の実態調査（歯科）」等を行い、計画に掲げた具体的指標の達成状況を把握する。

# 歯科口腔保健の推進体系

全体目標：口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

歯科疾患の予防・  
口腔機能の維持  
向上

定期的に歯科検診又は歯科医  
療を受けることが困難な者に対  
する歯科口腔保健の推進

離島・へき地地域の  
歯科医療・歯科保  
健の推進

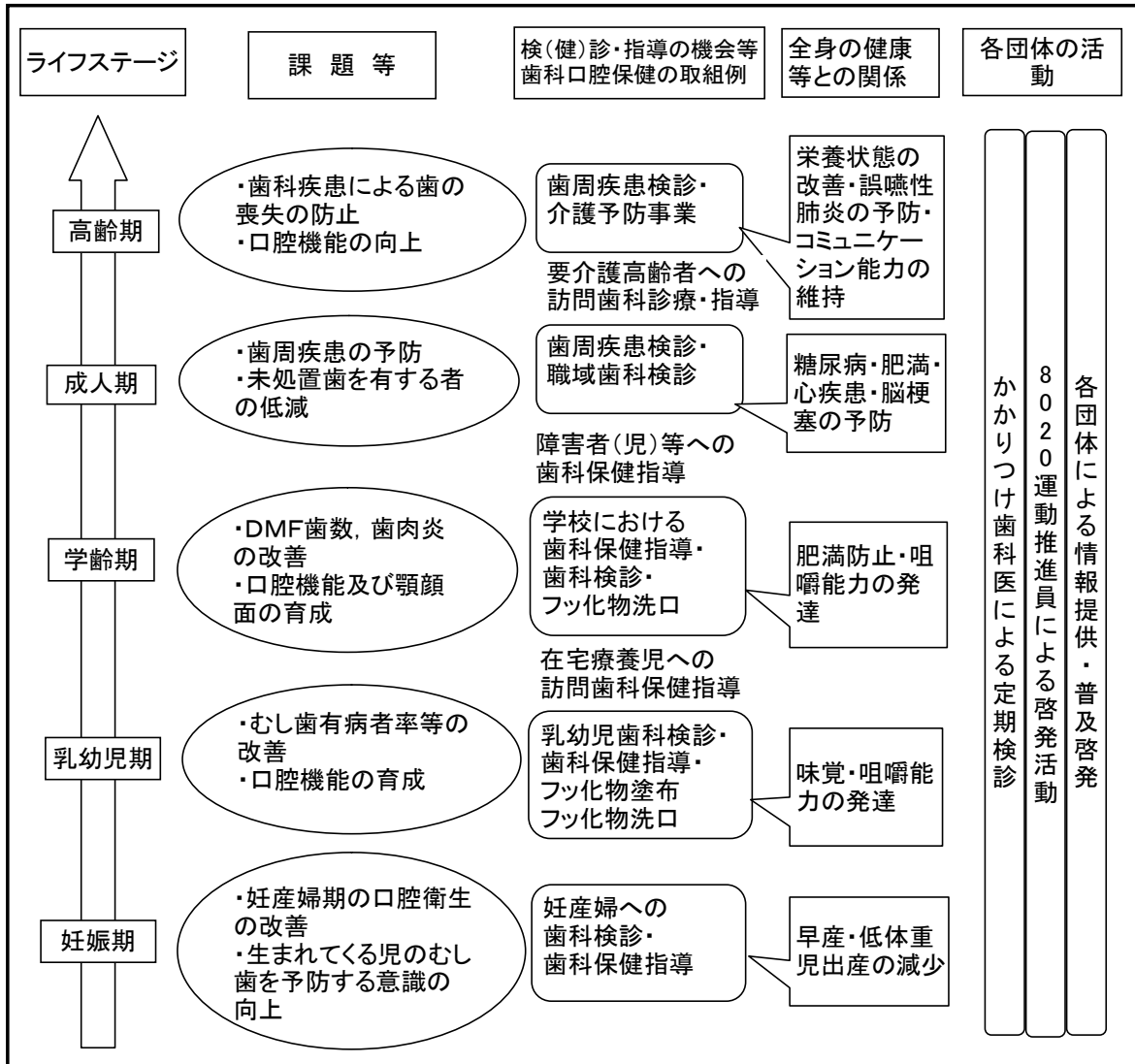
医科歯科連携・多  
職種連携の推進

## 【主要な課題】

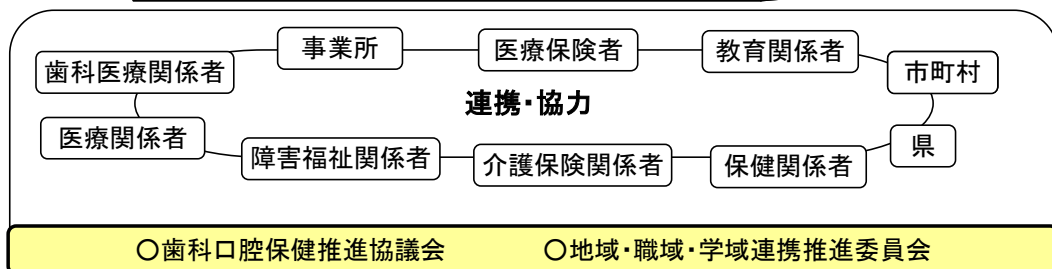
乳幼児期におけるむし歯予防

成人期における歯周病予防

高齢期における口腔機能の保持



## 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備



## 本県の現状及び数値目標

ライフ ステージ	○歯科疾患の予防・口腔機能の維持向上				
	目標	指標	現状値	目標値 (H34年度)	対象年齢
①乳幼児 期	健全な歯・ 口腔の育成	1歳6か月児でのむし歯のない者の割合	95.7% **1 (H22年度)	99%	1歳6か月
		3歳児でのむし歯のない者の割合	70.7% **1 (H22年度)	88%	3歳
	口腔機能の 獲得	3歳児での不正咬合等が認められる者の割合	10.7% **1 (H22年度)	8%	3歳
②学齢期 (高等学校 等を含む)	口腔状態の 向上	12歳児でのむし歯のない者の割合	44.7% **2 (H23年度)	65%	12歳
		中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合	23.1% **3 (H24年度)	20%	中学1年生 高校1年生
③成人期 (妊産婦を 含む)	健全な口腔状 態の維持	20歳代における進行した歯周炎を有する者の割合	25.0% **4 (H23年度)	15%	20～29歳
		40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合	47.1% **4 (H23年度)	25%	40～49歳
		40歳の未処置歯を有する者の割合	46.7% **4 (H23年度)	10%	35～44歳
		40歳で喪失歯のない者の割合	63.3% **4 (H23年度)	68%	35～44歳
④高齢期	歯の喪失防止	60歳の未処置歯を有する者の割合	36.4% **4 (H23年度)	10%	55～64歳
		60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合	64.9% **4 (H23年度)	45%	60～69歳
		60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合	52.8% **4 (H23年度)	70%	55～64歳
		80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合	26.7% **4 (H23年度)	50%	75～84歳
	口腔機能の 維持・向上	60歳代における咀嚼良好者の割合	75.5% **4 (H23年度)	80%	60～69歳

○定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進				
目標	指標	現状値	目標値 (H34年度)	対象
定期的な歯科 検診・歯科医 療の推進	障害者支援施設及び障害児入所支援施設での定期的な歯科検診実施率	51.5% **6 (H24年度)	90%	障害者(児) 施設
	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率	20.4% **6 (H24年度)	50%	介護老人福祉 施設及び介護 老人保健施設

○離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進				
目標	指標	現状値	目標値 (H34年度)	対象
定期的な歯科 検診・歯科医 療の推進	歯科巡回診療における定期的な歯科検診・歯科治療の受診率	29.8% **7 (H23年度)	35%	口永良部島, 三島及び十島

○歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備				
目標	指標	現状値	目標値 (H34年度)	対象
歯科口腔保健 の推進体制の 整備	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	22.0% **5 (H23年度)	65%	20歳以上
	3歳児でむし歯がない者の割合が80%以上である市町村数	3市町村 **1 (H22年度)	22市町村	43市町村
	健康増進法に基づく歯周疾患検診を実施する市町村数	35市町村 **6 (H23年度)	43市町村	43市町村
	在宅療養支援歯科診療所数	71歯科診療所 (H23年度)**8	140歯科 診療所	歯科診療所

\*\*1 鹿児島県の母子保健

\*\*2 学校保健統計調査

\*\*3 県教育庁保健体育課調べ 保健に関する実態調査

\*\*4 県民の健康状況調査結果(歯科)

\*\*5 県民の健康状況調査結果(生活習慣)

\*\*6 健康増進課調べ

\*\*7 保健医療福祉課調べ

\*\*8 九州厚生局

## 鹿児島県8020運動推進協議会設置要領

### (目的)

第1条 県民の生涯を通じた歯の健康づくりを促進するため、関係機関が相互に連携し、歯科保健対策を推進する鹿児島県8020運動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 8020運動の推進に関する事項
- (2) 関係団体との協力・調整等に関する事項
- (3) 8020運動推進特別事業の事業計画及び評価に関する事項
- (4) その他必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる団体のうちから知事が委嘱した者、並びに鹿児島県教育長及び鹿児島県保健福祉部長をもって組織する。

2 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

会長は鹿児島県歯科医師会、副会長は鹿児島県8020運動推進員連絡協議会のうちから委嘱をされた委員とする。

3 会長は会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、これを主宰する。

### (意見聴取)

第6条 協議会は、必要に応じて学識経験者及び関係者から意見を聴取することができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、鹿児島県保健福祉部健康増進課において処理する。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

#### 附 則

この要領は、平成9年7月31日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成15年8月27日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成19年9月30日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成22年 6月14日から施行する。

【別表1】 鹿児島県8020運動推進協議会委員名簿

団 体	委員名
鹿児島県歯科医師会	森原 久樹
鹿児島県8020運動推進員連絡協議会	森永 靖子
鹿児島県医師会	池田 琢哉
鹿児島大学医学部歯学部附属病院（歯科担当）	於保 孝彦
鹿児島県看護協会	平川 涼子
鹿児島県歯科衛生士会	宮脇 恵美子
鹿児島県栄養士会	叶内 宏明
鹿児島県市長会	本坊 輝雄
鹿児島県町村会	日高 政勝
住民代表	川野 幹子
鹿児島県教育長	六反 省一
鹿児島県保健福祉部長	松田 典久

任期期間：平成23年10月1日から平成25年9月30日まで

